

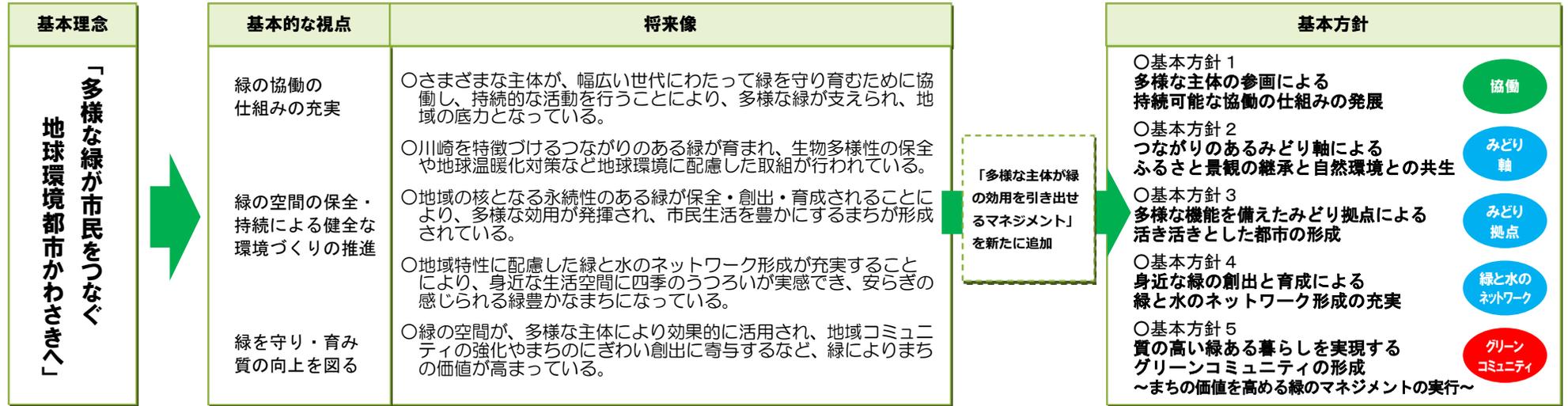
第3章 緑の基本計画

1 緑の基本計画の構成

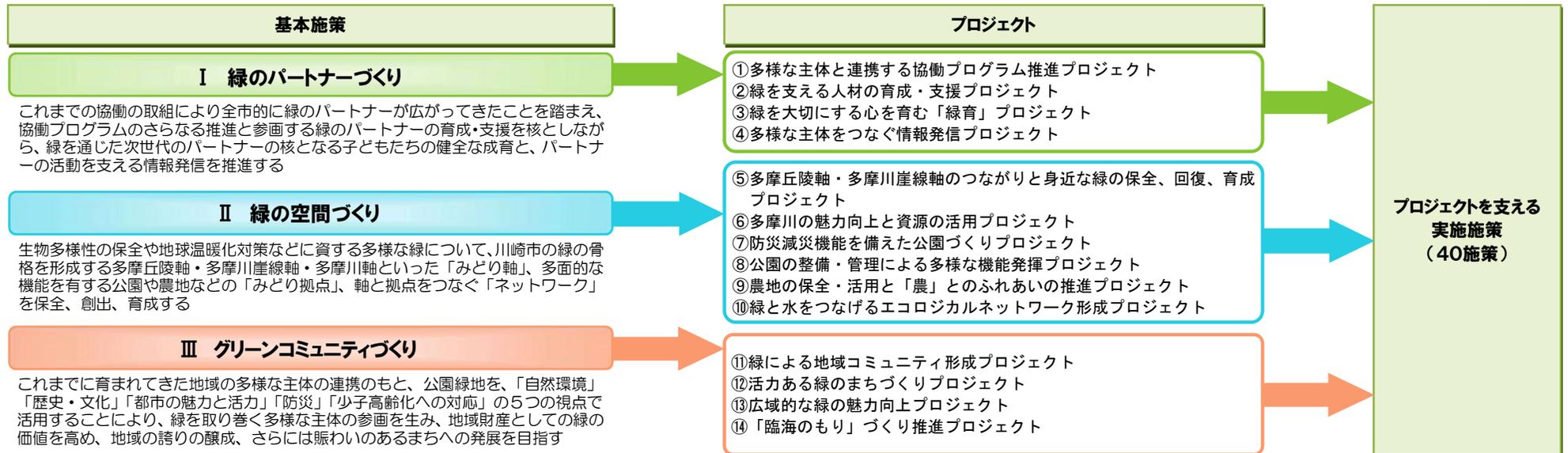
本計画では、川崎市における全ての緑の活動や施策の支えとなる基本理念を、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」と位置付けます。

また、計画を支える基本的な視点、計画の推進により描く将来像、そして将来像の実現のために必要となる基本方針を定め、3つの基本施策、14のプロジェクトを設定し、具体的な施策を展開していきます。

■計画の基本的な考え方



■施策展開の構成



2 計画の位置づけ

「川崎市緑の基本計画」は、川崎市総合計画に則し、国の新たな施策や川崎市都市計画マスタープラン、川崎市環境基本計画をはじめとした関連計画と密接な関わりを持っています。

本計画は、これらを踏まえ、川崎市の実情を十分に勘案し、市民や民間企業等の協力を得ながら緑の保全、緑化の推進及び緑の育成に関する取組を総合的に展開するためのランドデザインとして位置付けます。

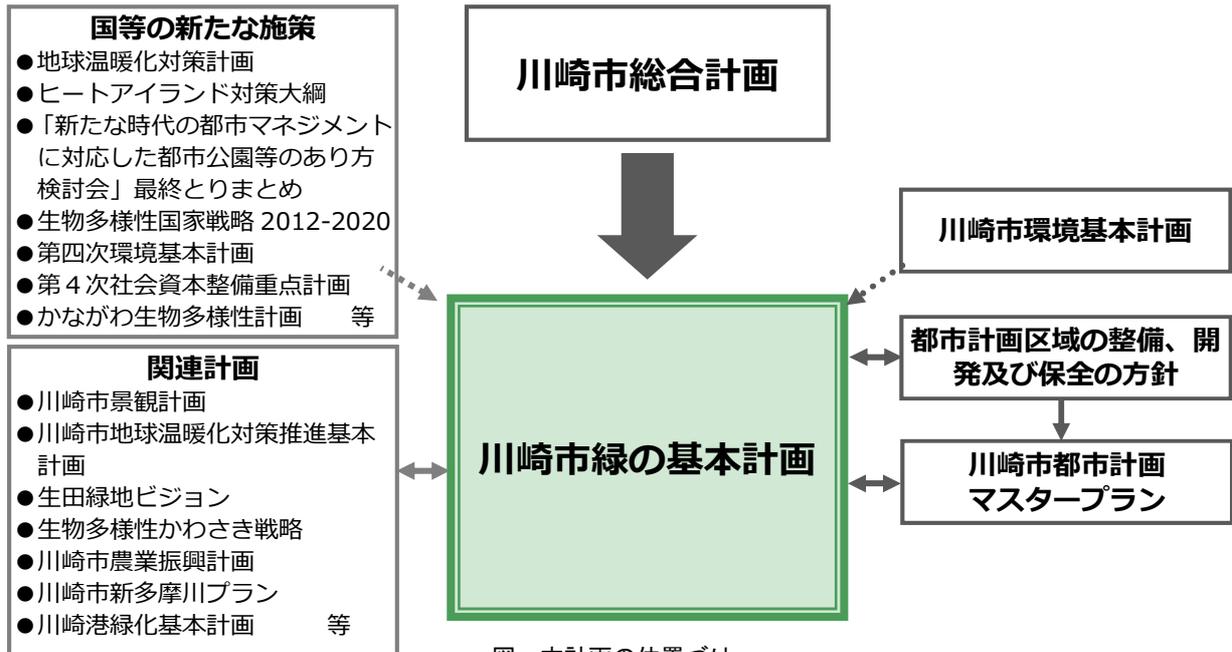


図 本計画の位置づけ

3 計画フレーム

(1) 計画対象区域

計画対象区域
川崎市の都市計画区域の全域 (14,435ha)

(2) 人口規模

	現況	目標年次 (平成 39 (2027) 年度)
人口規模	1,503,690 人 ^{※1}	約 1,573,000 人 ^{※2}
市域面積	約 14,435ha	約 14,448ha

※1：平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在

※2：川崎市の将来人口推計の近接した年 (平成 37 (2025) 年) を参考

4 計画期間

緑の基本計画は、長期的な視点に立ち、基本理念や5つの緑の将来像を示していますが、計画の実行性を確保するために、おおむね10年間の計画期間を設定し、進行管理を断続的に行います。

また、より事業レベルで具体性を付加させるため、緑の条例の規定により「緑の実施計画」を総合計画の実施計画に則しながら設定します。

5 基本理念

多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ

川崎市には、市域の景観を特徴づける多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海など4つの自然的環境資源をはじめ、これまで蓄積してきた都市公園、街路樹、保全緑地、市街地の身近な緑など、さまざまな地域に多様な緑のストックが存在しています。

これらの緑は、市民や民間企業などとの協働、連携により保全、創出、育成されています。

緑豊かなまちづくりを実現するためには、緑をとりまく社会情勢や緑に対する市民の多様なニーズを踏まえ、緑の適切な保全や創出を進めるとともに、緑をさまざまな形で活用することにより、緑の質、暮らしの質を高め、誰もがどこにおいても緑の効用を実感できるようにすることが必要です。

そのためには、市民、民間企業、行政などさまざまな主体が連携して、個々の特性を最大限に発揮しながら活躍できる機会と場を確保し、それぞれが緑の保全、創出、育成、活用の取組に携わることにより、それらに支えられる緑と水、さらには人のネットワークの形成を進めることが重要です。そして、川崎市の自然的環境資源を世代を超えた共有財産として認識し、緑豊かなまちづくりに向けた将来像を描くことで、市民一人ひとりが地域への愛着や誇り（プライドオブプレイス）を抱くようになります。このようにして育まれた市民の意思によって、川崎独自の緑の市民文化が醸成され、これこそが川崎市が目指す地球環境都市の姿です。

地球環境都市とは

- ・市民一人ひとりが地球市民としての自覚と意識をもっている。
- ・多様な緑がさまざまな主体の協働により保全・創出・育成・活用されている。
- ・その結果として市域独自の緑の市民文化が生まれ、市民一丸となって地球環境に配慮した緑の取組がなされている。

6 緑の将来像

(1) 基本的な視点

基本理念のもと、緑の将来像を描くうえで必要となる以下の基本的な視点を設定します。

○緑の協働の仕組みの充実

地域における多様な緑を持続的に保全・創出・育成していくためには、地域に存在するさまざまな主体との協働が重要です。こうしたことから、地域に即した緑の協働の仕組みを充実させ、市民活動が持続的に実施されることを目指すとともに、次世代を担う子どもたちの参加、さまざまな世代の担い手育成を進め、各地で培われた市民活動を次の世代へと継承していきます。

○緑の空間の保全・構築と持続による健全な環境づくりの推進

川崎市に残されている良好な自然環境を保全し、公園や緑化地などの緑の空間を蓄積していくことで、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、良好な都市景観の形成及び循環型社会の形成に貢献し、環境に配慮した健康で快適な暮らしを送ることのできる持続可能なまちづくりを進めます。

○緑を守り・育み、緑の質（効用）を高める

緑の質を向上させるためには、緑の機能がそれぞれの場で有効に発揮されるとともに、保全、創出された緑をさまざまな主体との協働により、地域の景観や風景として、まちの魅力と活力を高める源として育み、継承することが大切です。本計画ではその実現に向けたさまざまな取組を進めます。

(2) 将来像

将来像は、川崎市の緑において達成すべき姿を示すものです。前項に示した基本的な視点を基に、「さまざまな主体の協働」、「つながりのある緑」、「地域の核となる緑」、「緑と水のネットワーク」、「緑の活用の仕組み」を川崎市の緑を考えていく上での骨格として抽出し、将来像を描きます。

さらに川崎市では、上記の骨格を総称して「グリーンインフラ」と定義します。公園や樹林地などの緑の空間のみならず、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みは、まさに緑の社会的共通資本であり、川崎市で暮らし、学び、働き、楽しむ全ての人々が、人間らしく生きるために必要不可欠な存在です。そして、グリーンインフラを構築することで、緑が多様な効用を発揮し、健全な環境を備えた魅力と活力ある都市をつくり上げていくことが可能となります。このように、緑の効用を常に実感できる「緑ある暮らしの創造」を目指し、将来像の実現に向けた取組を進めます。

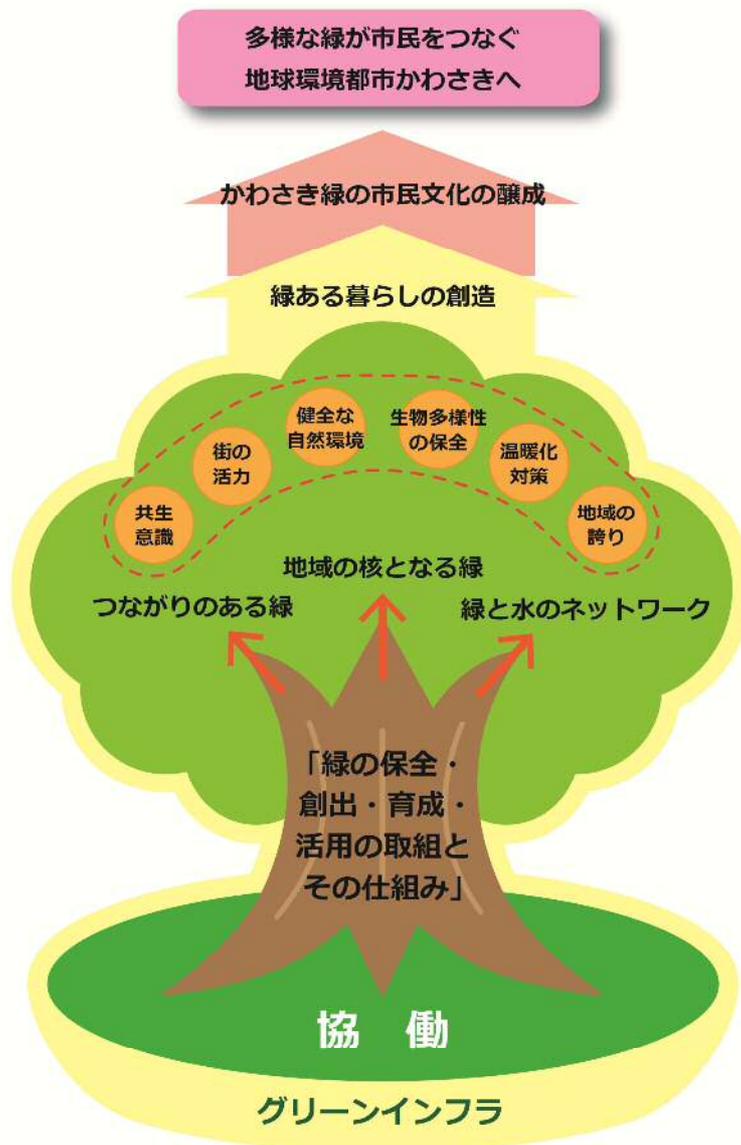


図 川崎市緑の基本計画の将来像に向けた考え方

■将来像

- さまざまな主体が、幅広い世代にわたって緑を守り育むために協働し、持続的な活動を行うことにより、多様な緑が支えられ、地域の底力となっている。

- 川崎を特徴づけるつながりのある緑が育まれ、生物多様性の保全や地球温暖化対策など地球環境に配慮した取組が行われている。

- 地域の核となる持続性のある緑が保全・創出・育成されることにより、多様な効用が発揮され、市民生活を豊かにするまちが形成されている。

- 地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成が充実することにより、身近な生活空間に四季のうつろいが実感でき、安らぎの感じられる緑豊かなまちになっている。

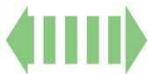
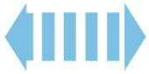
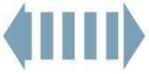
- 緑の空間が、多様な主体により効果的に活用され、地域コミュニティの強化やまちのにぎわい創出に寄与するなど、緑によりまちの価値が高まっている。

川崎市の緑の将来像を図として描くにあたり、必要な要素を以下に示します。

協働

表示	項目	内容
	持続的な活動に支えられている公園緑地等	既に市民団体等が設立されており、今後も解散せず、引き続き活動していくと考えられる公園緑地等
	活動団体が結成された公園緑地等	計画策定時点では市民団体等は設立されていないが、今後創設し、活動していくことを想定する公園緑地等

みどり軸

表示	項目	内容
	多摩丘陵軸	多摩丘陵につらなる緑を保全・育成する軸として、里地里山の保全と利活用を推進する
	多摩川崖線軸	緑の崖線を保全・回復・育成する軸として、崖線の緑のつながりの保全を推進する
	多摩川軸	多摩川の自然環境と市街地をつなげる軸として、多摩川の保全と活用を推進する
	東京湾軸	東京湾の緑をつなぐ軸として、臨海部と自然環境の保全と緑の創出を推進する

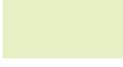
みどり拠点

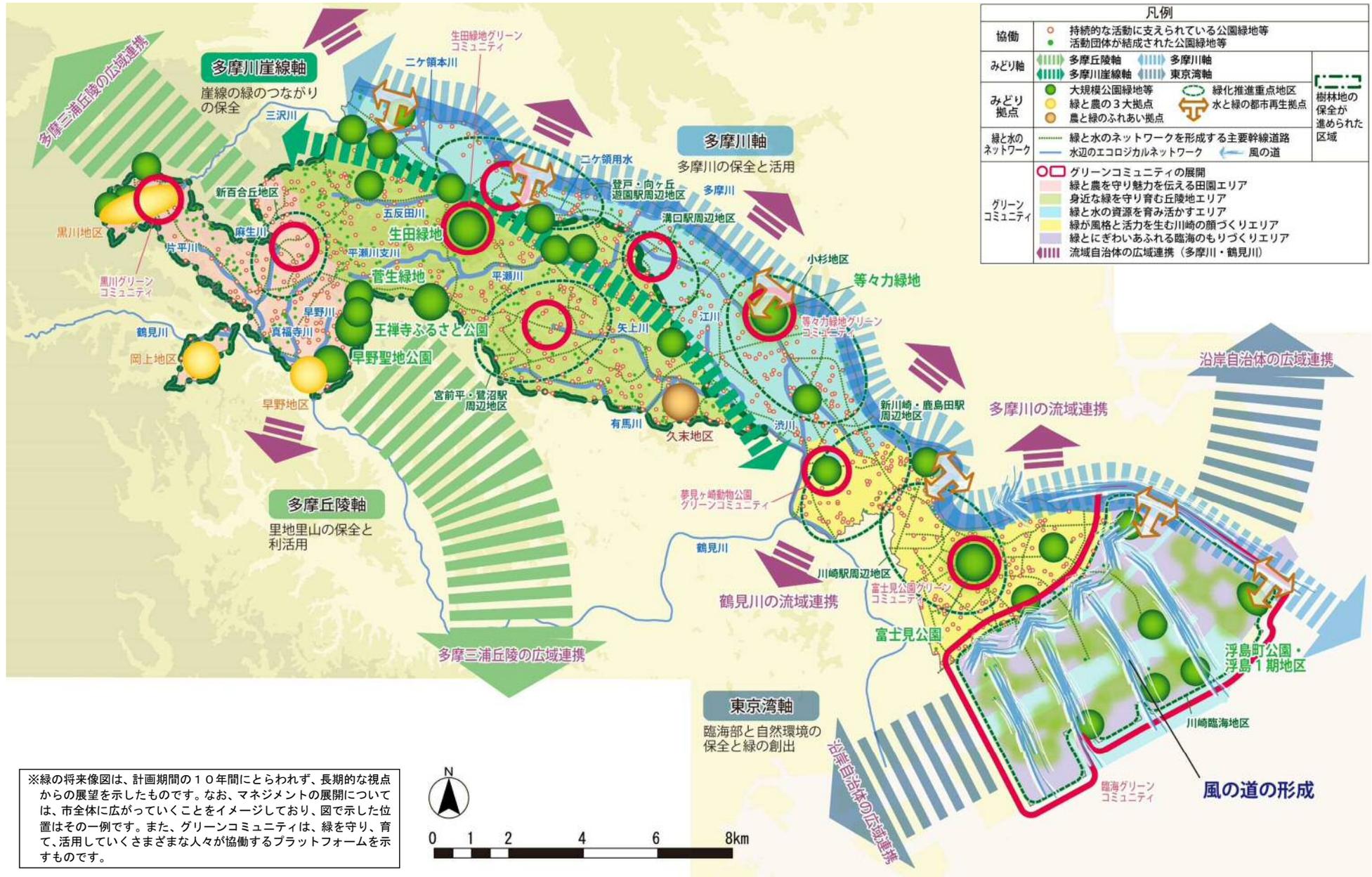
表示	項目	内容
	大規模公園緑地等	川崎市における緑の核となる拠点
	緑と農の3大拠点	樹林地と農地が一体の「農ある風景」を保全する拠点
	農と緑のふれあい拠点	大地に広がる緑豊かな営農環境を保全する拠点
	緑化推進重点地区	緑により風格ある都市の顔を形成する拠点
	水と緑の都市再生拠点	公園と多摩川をつなぎ回遊性をもたらす拠点

緑と水の
ネットワーク

表示	項目	内容
	緑と水のネットワークを形成する主要幹線道路	街路樹等によりみどり軸とみどり拠点のつながりを形成する、市内の主要幹線道路
	水辺のエコロジカルネットワーク	生物多様性を保全し緑と生き物をつなげる、市内を流れる河川
	風の道	臨海部から河川、街路、緑地等を通して市内へ、海風を導くイメージ

グリーン
コミュニティ

表示	項目	内容
	グリーンコミュニティの展開	エリアで土地利用が異なるなか、地域特性や拠点の性格に対応しながら緑を守り、育て、活用する仕組みを展開していく場
	緑と農を守り魅力を伝える田園エリア	まとまりのある農と緑の風景を守り、活かしながら、居住空間を形成していくエリア
	身近な緑を守り育む丘陵地エリア	ゆるやかな丘陵地に残された緑と農のストックを継承し、豊かな居住空間を形成していくエリア
	緑と水の資源を育み活かすエリア	水によって育まれた街なみ、緑と水による歴史と文化を継承し、活かしていくエリア
	緑が風格と活力を生む川崎の顔づくりエリア	蓄積された緑のストックの質への向上を図り、活力を生み出し、川崎の顔を形成していくエリア
	緑とにぎわいあふれる臨海のもりづくりエリア	地球環境都市に向けて、緑のインフラの創出や育成によりにぎわいを生み出し、事業所との連携を図りながら、市街地と海とのつながりを形成していくエリア
	流域自治体の広域連携（多摩川・鶴見川）	川崎市の北側を流れる多摩川、南側を流れる鶴見川のそれぞれにおいて、流域自治体と広域的に連携していくイメージ



※緑の将来像図は、計画期間の10年間にとらわれず、長期的な視点からの展望を示したものです。なお、マネジメントの展開については、市全体に広がっていくことをイメージしており、図で示した位置はその一例です。また、グリーンコミュニティは、緑を守り、育て、活用していくさまざまな人々が協働するプラットフォームを示すものです。

図 緑の将来像

7 基本方針

緑の将来像の実現に向け、その将来像と相対するように5つの基本方針を設定し、さまざまな主体との協働により、緑の保全・創出・育成・活用を進めます。

○基本方針 1

多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展

協働

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、行政が法や制度などをもとに緑の保全、創出、育成を進めていくことが大切です。しかしながら、現在の地域社会が抱える緑の課題は多岐にわたっており、行政だけでは対応が難しい課題も増えています。このことから、市民をはじめとしたさまざまな主体が共通認識をもちながら協働し、解決していくことが大切な視点となっています。

本計画において、協働とは、「地域における緑の課題を、さまざまな主体が対等な立場で協力しながら取り組むことで解決を図り、多様な緑の特性に応じた質の向上を図る行動」をいいます。保全又は創出された多様な緑が、地域のさまざまな主体の協働と連携により、持続的に回復・育成されていくことは、身近な生活空間の質を向上させることや、活気にあふれた地域コミュニティの醸成などにつながります。

「協働」の視点は、全ての施策展開の基本となり、緑の基本計画を支える要であることから、「協働」を基本方針の一番初めに位置付けます。

①協働の意義

次に掲げる3つの協働の意義を踏まえ、緑の協働・連携の推進を図る必要があると考えます。

3つの意義	内容
1. 多様性を活かした相乗効果	複雑化した地域や社会の課題の解決のためには、多様性を活かした協働の取組が不可欠です。多様な主体がそれぞれの役割を活かし、力を合わせることで、相互に補完しあう相乗効果が生まれ、より迅速かつ柔軟で効果的な課題の解決が実現できます。
2. 新たな価値の創出	社会的役割の異なる多様な主体が交わることで、個人では気づけなかった発想や新たな視点が生まれます。こうして得られた「気づき」から、課題解決に向けた取組のヒントを得るとともに、その取組が社会において果たす役割などの新たな価値を認識していくことが重要となります。
3. 市民自治力の向上	地域における協働の取組を通じて、それぞれの主体が、より主体的に課題解決に向けた取組に関わりを持つことにより、地域全体の自治力が一層高まり、地域の課題解決力に厚みが増すものと考えます。さらに、共に地域を支える主体間の交流が図られ、既存のコミュニティの活性化や新たなコミュニティが形成されることなどの効果も期待されます。

②緑の協働の主体

緑の基本計画における緑の協働の主体は、市民、民間企業、NPO、大学等の教育・研究機関、行政と定義します。また、民間企業と教育・研究機関については、川崎市で働き、学ぶ主体（就業者、就学者）も含むものとします。

③主体の特徴と期待される役割

各々の主体の特徴と期待される役割は、次の通りです。

主体※	特徴と内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題を行政施策に反映させるよう要請することができる。 ・地域に人脈を持ち、さまざまな人材の参画の輪を広げることができる。 ・地域の特性に合わせた多様な活動を行うことができる。 ・地域の事情に即して行政で対応しにくい面をカバーすることができる。
NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の目的をもって、協働を持続的に推進する機動力がある。 ・協働の対象について専門的視点からアドバイスができる。 ・行政で対応しにくい面を弾力的にカバーすることができる。 ・市民活動団体間の連携調整を行うことができる。 ・フォーラムの開催など、地域を越えた交流を行う力を持っている。 ・活動成果を広く発信する力を持っている。
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の市民活動を側面から支援できる可能性を持っている。 ・活動に機動力がある。 ・協働への参画により、地域住民との融和が図られ、地域活力を高めることができる。 ・地域活動への参画は自らの企業イメージを向上させるばかりでなく、CSR・CSVを広く社会に普及することにつながる。
大学等の教育・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の対象について学術的、専門的視点からアドバイスができる。 ・協働の進行管理を学術的に助言することができる。（モニタリング含む） ・専門知識をもった人材を有している。 ・学生等の参画により、市民活動に幅を持たせることができる。 ・活動対象（場）を研究対象に設定し、市民活動に反映することが可能である。 ・研究対象にすることで、広く社会に発信することができる。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全及び緑化の推進を法や制度を活用して、協働の場を確保することができる。 ・ワークショップ等の市民参画機会を企画し、提供することができる。 ・市民活動を助言、支援、調整することができる。 ・講座の開催など、人材の育成を進めることができる。

※NPO、民間企業、大学等の教育・研究機関は、広義では市民に含まれますが、多様な地域におけるさまざまな緑の個別課題を解決していくためには、主体を細分化して捉え、各々の特性を活かし活動の展開を図ることが必要であることから、独立して扱うこととします。

④緑の協働の内容と取組の事例

緑の協働の内容と具体的な取組の事例は次の通りです。

内容	具体的な取組の事例
緑の保全・創出・育成に関する各種計画作り	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備計画 ・公園管理運営計画 ・保全緑地管理計画 ・地域緑化計画 ・河川等水辺環境の計画 ・その他緑関連の計画

内容	具体的な取組の事例
緑の現況調査等	・ 自然環境調査等への参画
保全緑地等の緑の保全・再生・育成活動	・ 保全緑地や公園緑地における里山ボランティア活動 ・ 企業のCSR・CSVによる緑地等の保全活動への参画 ・ NPOによる活動 ・ 市民による緑のトラスト運動への助言と支援
保全・再生・育成された緑地等の活用	・ 自然環境に関する環境学習の開催 ・ 大学等による研究活動 ・ 小中学校等における里山管理体験学習
地域イベント等の開催	・ 地域で開催される緑のイベントの開催支援
緑の愛護・管理運営活動	・ 公園緑地愛護会、管理運営協議会、街路樹等愛護会の活動 ・ 河川愛護ボランティア制度による活動
街中の緑の保全・創出・育成活動	・ 保存樹林、生垣等の継承 ・ 市民が参加する植樹、花植え活動 ・ 事業所緑化による地域の景観や環境の向上 ・ 公共公益施設の緑化の推進
企業やNPO、大学等研究機関等のノウハウの活用	・ 企業による地域環境や地域活動への貢献に対する支援 ・ NPO、大学等研究機関による市民活動支援と研究成果の発信

⑤協働の推進に向けた3つの視点

本計画においては、協働の効果を発揮し、その成果を得ていくために必要となる3つの視点を踏まえて協働・連携を進めていきます。

3つの視点	内容
1. 目標を設定し、多様性を活かした効果的な課題解決	協働の取組においては、目標の設定・共有による効果的な活動やモチベーションの向上、協働の取組の中に多様性を活かすこと、そのための相互理解を図ることなどが求められます。
2. 協働・連携の活性化による新たな成果の創出	異なる特長や強みを持つ複数の主体が一緒に取り組むことで、これまでになかった発想や新たな気づきの創出が期待されます。そして、これまでになかった成果や新たな価値を生む可能性が広がります。
3. 持続可能な地域づくりに向けた協働・連携の促進	協働の取組を継続的に推進するためには、地域の担い手不足を解消することなどが重要です。このため、市民主体の持続可能な地域づくりを進めるとともに、協働・連携の取組をより持続的なものとするための仕組み作りや、そのための気軽な参加のきっかけ作りなどが求められます。

○基本方針 2

つながりのあるみどり軸によるふるさと景観の継承と自然環境との共生

みどり
軸

多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、広域的なつながりをもつ重要な自然的環境資源であり、川崎市の骨格を形成しています。

基本方針2では、これらの緑のつながりを「みどり軸」と設定して、次世代に引き継ぐべき財産として保全、創出、育成することにより、山から川、川から海への資源循環・水循環の健全性を保つとともに、生物多様性の保全や地球温暖化対策など地球環境に配慮した取組を推進します。

①多摩丘陵軸

八王子市から横浜市にいたる多摩丘陵は、首都圏の広域的な視点からも大切な自然的環境資源です。さらに、多摩丘陵と地形的につながる三浦丘陵までを総称した「多摩・三浦丘陵」として、その連続性を考えていくことが重要です。川崎市は、多摩丘陵のほぼ中央に位置し、その連続性を保つ上で重要な役割を担っていることから、このつながりを「多摩丘陵軸」として位置付け、隣接自治体との連携による広域的な見地から、鶴見川流域に残されたまとまりのある樹林地や、里地里山景観を構成する田畑、雑木林などを次世代に引き継ぎます。

②多摩川崖線軸

多摩丘陵と沖積低地の境には、多摩川の侵食作用でできた崖線（崖地の連なり）が存在し、その大部分は北側斜面の樹林地となっています。崖線の緑は、自然の地形を残し、市内北東部の市街地からはもちろんのこと、多摩川対岸の東京都からでもその存在を認めることができ、川崎市の景観を特徴付ける重要な自然的環境資源です。このことから、この崖線を「多摩川崖線軸」と位置付け、この軸の緑の連なりを維持・保全することにより、川崎らしさを実感できる景観を残していきます。

③多摩川軸

多摩川は、市街地に近接した貴重な自然環境であり、「川崎の母なる川」となっています。大河川特有の河原風景や多様な自然生態系など、身近に豊かな自然空間を実感することができ、さらに、都市の貴重なオープンスペースを活用したスポーツ施設や親水施設のほか、近年ではイベントやレジャー利用など、賑わいをもたらす空間としても認知されています。多摩川の自然環境と市民の暮らしをより身近なものとするため、多摩川の水面や多摩川緑地等の自然的環境資源を「多摩川軸」として位置付け、多摩川と市街地との連続性や、流域思考に基づく人と緑のネットワーク作りを目指します。

④東京湾軸

川崎市の臨海部は、京浜工業地帯の一部として重化学工業等の事業所の立地が集中しているほか、近年ではライフイノベーション分野など先端産業の集積地となっています。臨海部には、これまでの市民・民間企業・行政の取組により、生田緑地の管理面積に相当する緑化地が存在しており、さらに、運河や海を含めた臨海部ならではの自然的環境資源は、今後国際的に注目される機会が増加することから、このような大きなポテンシャルを秘める臨海部を、東京湾の緑と水のネットワークの一翼を担う「東京湾軸」として位置付け、川崎市の顔となる「臨海のもり」の創造を目指します。

○基本方針 3

多様な機能を備えたみどり拠点による生き生きとした都市の形成

みどり
拠点

大規模な公園緑地、まとまりのある緑地や農地、都市のシンボルとして重点的な緑化が望まれる地区等については、レクリエーション、防災、都市気象の改善、景観形成等の機能を発揮できる重要な拠点的緑となっています。

基本方針3では、こうした緑のまとまりを「みどり拠点」と設定し、それぞれの多彩な機能を高めることで、市民一人ひとりの生活にうるおいをもたらし、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりを推進します。

①公園緑地の拠点

市域における緑のオープンスペースの核となる大規模公園等を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能を発揮させます。

②緑と農の3大拠点

市域の北西部に位置し、多摩丘陵の一角を担う黒川、岡上、早野地区の農業振興地域を「緑と農の3大拠点」として位置づけ、まとまりのある樹林地、農地、水辺地が有する多様な生態系や「農ある風景」を重要な資源として捉えます。

③農と緑のふれあい拠点

高津区南部に台地状に存在する久末地区には、ひろがりのある農地が集約されており、その周囲を囲む樹林地とともに都市部における貴重な自然環境を形成しています。また、かわさき農産物ブランド「かわさきそだち」の一大産地となっているほか、農を通じた市民・地域交流が盛んであるため、この地区を「農と緑のふれあい拠点」と位置づけ、都市農業の振興を目指します。

④緑の都市拠点

市民の利用が多く、川崎市のシンボルとなる主要ターミナル駅などの拠点については、緑による風格ある都市の顔の形成を目指し、「緑の都市拠点」として位置付けます。各拠点には「緑化推進重点地区」が指定され、それぞれの緑化の具体的な取組方針を定めた緑化推進重点地区計画が策定されており、この計画に基づき都市拠点の特性を活かした緑の創出を目指します。

⑤水と緑の都市再生拠点

約30kmに渡って市域に接する多摩川と、内陸部の公園緑地や集客施設との回遊性を高めることが可能な拠点については、水辺と緑の賑わい創出や多摩川と一体となった都市景観の向上を目指し、都市に新たな潤いを与える「水と緑の都市再生拠点」として位置付けます。

表 公園緑地の拠点一覧

区分		名称	機能・特徴・役割
都市公園	総合公園等	<ul style="list-style-type: none"> 富士見公園 等々力緑地 生田緑地 王禅寺ふるさと公園 東高根森林公園（風致公園） 	川崎市、中原区、宮前区、多摩区、麻生区と市域にバランスよく配置されている4つの総合公園等は、大規模なオープンスペースを有し、レクリエーション、環境保全、防災、景観形成など多くの機能を保有しています。また、多様な市民ニーズを受け入れることのできる川崎市の重要な緑の核となっています。これらの大規模な公園等は、市域における緑と水のネットワーク形成上、重要な要であり、広域的結節拠点として位置づけます。
	地区公園等	<ul style="list-style-type: none"> 大師公園 桜川公園 御幸公園 夢見ヶ崎公園 川崎市中原平和公園 稲田公園 浮島町公園（近隣公園） 殿町第2公園（街区公園） 	地区公園等は、総合公園と並び、それぞれの地域において重要な拠点であり、地域住民の集いの場所、防災、地域活動の拠点、レクリエーション等の機能を発揮し、緑と水のネットワークの形成にあたって、重要な地域結節拠点として位置づけます。
	都市緑地 都市林	<ul style="list-style-type: none"> 菅生緑地 菅北浦緑地 東生田緑地 	一定規模以上の都市緑地や都市林は、市街地における自然空間として、自然環境の保全、都市気象の改善、景観形成などの重要な役割を持っています。また、まとまりのある樹林地や湧水地等を含むことから地域の生物多様性の保全に大きく寄与し、緑と水のネットワークを形成する上で重要な地域結節拠点として位置づけます。
	墓園	<ul style="list-style-type: none"> 緑ヶ丘霊園 早野聖地公園 	市域に存する2つの都市計画墓園は、市営墓地の供給拠点であると同時に、その敷地の大半は樹林地やため池など多様な自然環境が保全再生されています。また、その規模がそれぞれ50haを超える広大な緑のオープンスペースとなっていることから、総合公園等とならび、緑と水のネットワークを形成する上で広域的結節拠点と位置づけます。
	植物園	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市緑化センター（宿河原公園） 	都市緑化植物園の機能を有する「川崎市緑化センター」は、緑の市民相談や緑の研究等が行われています。今後は都市緑化植物園としての機能を更に充実させるとともに近接する二ヶ領せせらぎ館、生田緑地ばら苑等の施設とのネットワーク形成を充実させ、緑のボランティアの交流拠点として位置づけます。
港湾緑地		<ul style="list-style-type: none"> ちどり公園 東扇島東公園 東扇島西公園 浮島1期地区 	港湾緑地は、臨海部における市民や港湾就労者に開かれた緑のオープンスペースとして重要な役割を果たしています。また、東扇島東公園のように首都圏での基幹的広域防災拠点としての機能を保有する緑地も配置されています。
		<ul style="list-style-type: none"> 東扇島中公園（川崎マリエン） 	「東扇島中公園」は「川崎マリエン」として市民に親しまれ、川崎港を紹介するコーナーやスポーツ施設などのレクリエーション施設が整備されています。また、川崎みなど祭りをはじめとした様々なイベントが開催されるなど、臨海部と市民をつなぐ大切な交流施設です。
保全緑地	特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 橘特別緑地保全地区 小沢城址特別緑地保全地区 多摩特別緑地保全地区 黒川よこみね特別緑地保全地区 黒川海道特別緑地保全地区 西黒川特別緑地保全地区 王禅寺四ツ田特別緑地保全地区 	一定規模以上の特別緑地保全地区は、まとまりのある樹林地と湧水地等多様な自然環境が保全されています。また、河川の水源涵養、都市気象の改善、景観形成等と重要な役割を有しているとともに、恒久的に保全された自然緑地として施設系の都市緑地と同様に緑と水のネットワーク形成上重要な地域結節拠点となっています。
環境調和緑地		<ul style="list-style-type: none"> 王禅寺かわるんパーク 王禅寺エコ暮らし環境館 屋上庭園 	公共施設等に付随する公開性の高い緑地の中でも、周辺環境や景観との調和を生む緑地については、自然環境のつながりや市民交流を生む重要な拠点と位置づけます。

○基本方針 4

身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワークの充実

緑と水の
ネットワーク

川崎市において緑の豊かさを実感していくためには、みどり軸とみどり拠点をもとに骨格として捉えながらも、それらを結ぶ大小さまざまな緑を確保し、質を高めることが重要です。また、緑の豊かさは、生物多様性の保全や気候変動への適応などに対しても重要な役割を果たします。

基本方針4では「緑と水のネットワーク」をキーワードとして設定し、みどり軸とみどり拠点をつなげる緑と水のネットワークを形成するため、街中や河川流域、臨海部の緑の保全、創出、育成や、水環境の保全、再生の推進により、身近な生活空間で感じられる緑を充実させるとともに、少子高齢社会等の社会構造の変化や、環境に配慮した住みやすいまちづくりに向け、緑の質の向上を図ります。

①緑と水のネットワークの充実に必要な要素

緑と水のネットワークの充実に必要なのは、次に掲げる地域に応じた多様な緑と水の存在が必要となります。また、ネットワークの質を高めていくためには、一人ひとりがこれらの保全、創出、育成の必要性を知り、行動に移すことが大切です。

- ・みどり軸、みどり拠点周辺地域の緑
- ・河川沿いや道路沿いの緑
- ・公園の緑
- ・地域に残された緑（社寺林、保存樹木、保存生垣など）
- ・公共的施設の緑
- ・事業所や個人宅の緑
- ・農地
- ・河川、湧水地、ため池及び干潟などの水や水辺地

②緑と水のネットワーク形成の効果

地域レベルからのボトムアップによりネットワークを形成していくことが望ましい姿であり、この過程で主に次の効果が期待されます。

- ・生活空間に緑を実感できる
- ・身近な緑が伝承される
- ・緑を通じて地域の歴史文化を知ることができる
- ・地域の交流が深まる
- ・住環境、就学・就労環境が向上する
- ・生物多様性の保全や、「風の道」の創出による気候変動の緩和など、地球環境の健全化に寄与できる

○基本方針 5

質の高い緑ある暮らしを実現するグリーンコミュニティの形成 ～まちの価値を高める緑のマネジメントの実行～

グリーン
コミュニティ

川崎市では、市民、町内会、自治会、民間企業、NPO、行政等の協働によるさまざまな活動が進んでおり、緑に触れることを楽しみ、さらに緑を大切に思える土壌が確実に整いつつあります。今後はこの背景を活かし、川崎で暮らし、学び、働き、楽しむ人すべてが、協働・連携して緑による効用を常に身近に感じることができ、地域包括ケアシステムの基礎を支える地域のつながりや、都市の魅力を高めていける「グリーンコミュニティ」の形成に向けた緑の活用の視点が重要となっています。

そして、「グリーンコミュニティ」の形成には、これまでの市民協働によるさまざまな活動を通して維持・活用されてきた緑の空間について、その効用が最大限に発揮され、新たなまちの活力を生み出すためのマネジメントを行うことが必要です。

したがって、基本方針5では、川崎市に関わるすべての人が緑を実感できる「グリーンコミュニティ」を位置づけ、緑のストックの活用を進めるためのマネジメントを定義します。

①積極的に進めていくマネジメントの視点

緑の多機能性を都市の中で発揮するためには、まちづくり全体の中で緑のあり方を捉え、都市全体の経営的な視点から、新たな運営主体との連携に加え、緑のストックの効果的な利活用や適切な選択と集中を進めていく必要があります。また、緑の持つポテンシャルを高めるためには、地域の特性やニーズに応じた次のような緑の整備、管理運営、活用手法を、民間企業等との連携により構築していくことが重要です。

- ・子育て支援、福祉、農業といった多様な分野との連携
- ・緑のイベント・レクリエーション等の柔軟な利活用の推進
- ・緑による周辺地域の環境改善とそれに伴う不動産価値の向上
- ・緑の魅力向上に寄与する施設の設置とその収益向上を図ることによる緑の管理費への充当

②エリアの特性からみた緑のマネジメント

川崎市では、地域毎に特徴ある公園や緑が位置しているため、次に示す5つのエリアにおける緑の特性を勘案し、緑のマネジメントを進めていく必要があります。

○緑と農を守り魅力を伝える田園エリア

…「みどり軸」の多摩丘陵軸、「みどり拠点」の早野聖地公園、王禅寺ふるさと公園、黒川よこみね特別緑地保全地区等（公園緑地の拠点）や新百合丘緑化推進重点地区（緑の都市拠点）、黒川、岡上、早野地区（緑と農の3大拠点）などの自然的環境資源を保有する地域

○身近な緑を守り育む丘陵地エリア

…「みどり軸」の多摩川崖線軸、「みどり拠点」の生田緑地、緑ヶ丘霊園、菅生緑地、小沢城址・多摩特別緑地保全地区等（公園緑地の拠点）、宮前平・鷺沼駅周辺地区緑化推

進重点地区（緑の都市拠点）などの自然的環境資源を保有する地域

○緑と水の資源を育み活かすエリア

…「みどり軸」の多摩川軸、「みどり拠点」の稲田公園、宿河原公園、橋特別緑地保全地区等（公園緑地の拠点）、小杉地区緑化推進重点地区、溝口駅周辺地区緑化推進重点地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺緑化推進重点地区（緑の都市拠点）などの自然的環境資源を保有する地域

○緑が風格と活力を生む川崎の顔づくりエリア

…「みどり軸」の多摩川軸、「みどり拠点」の富士見公園、大師公園、御幸公園、夢見ヶ崎公園等（公園緑地の拠点）、川崎駅周辺地区緑化推進重点地区、新川崎・鹿島田駅周辺地区緑化推進重点地区（緑の都市拠点）などの自然的環境資源を保有する地域

○緑とにぎわいあふれる臨海のもりづくりエリア

…「みどり軸」の東京湾軸と重なっており、「みどり軸」の多摩川軸先における河口干潟、「みどり拠点」の浮島町公園、港湾緑地であるちどり公園や東扇島東公園等（公園緑地の拠点）、川崎臨海地区緑化推進重点地区（緑の都市拠点）などの自然的環境資源を保有する地域

③広域的な連携による緑のマネジメント

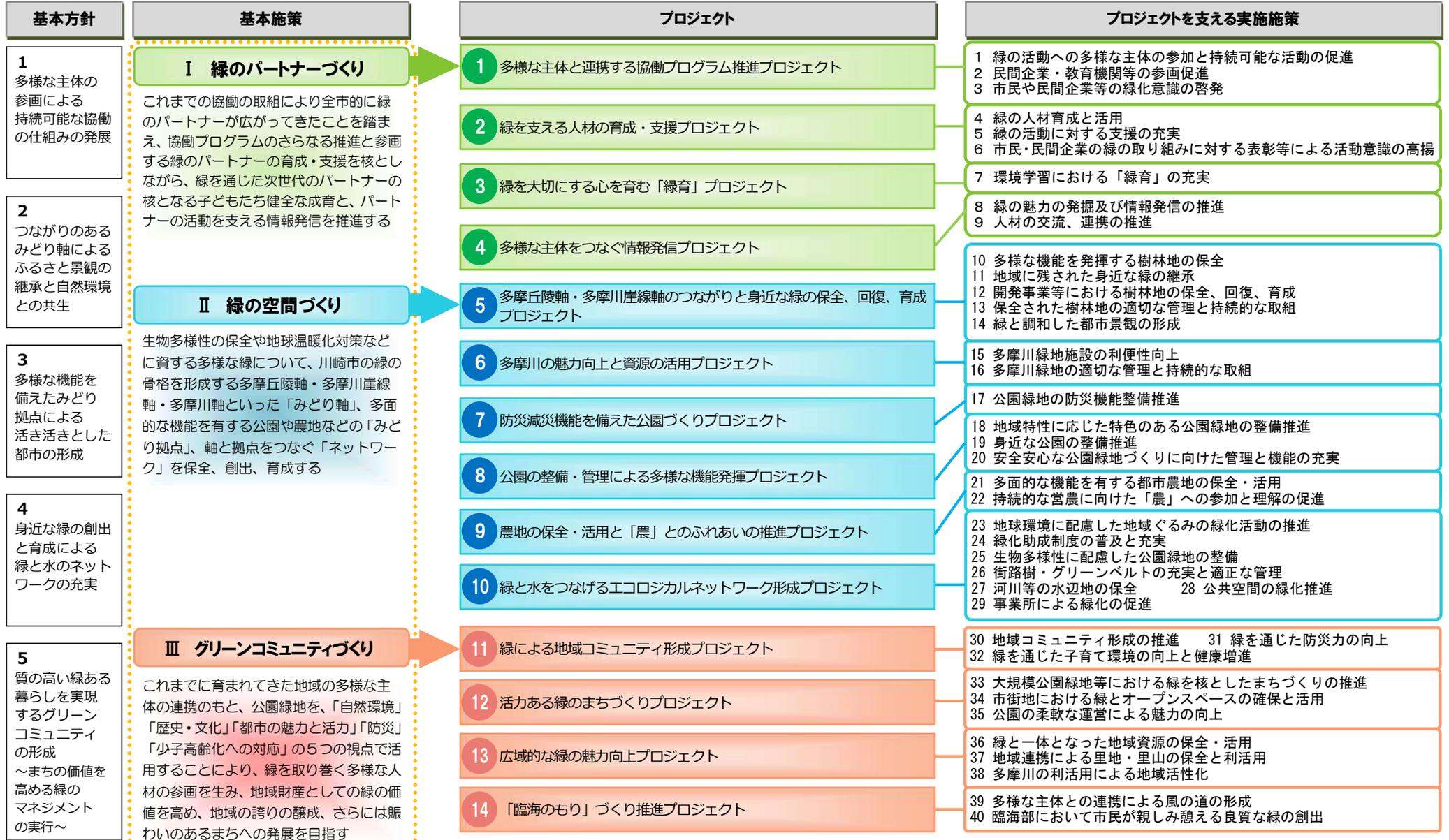
川崎市では、4本のみどり軸（多摩丘陵軸、多摩川軸、多摩川崖線軸、東京湾軸）において広域的ネットワークを形成する必要があるとともに、市の南側を流れる鶴見川においても周辺自治体等との密接な連携を進めていく必要があることから、これまで以上に関係自治体との連携を深め、広域的な緑のマネジメントを推進します。

8 施策の推進に向けて

効果的に施策を推進していくため、基本方針を踏まえた3つの基本施策を位置付け、施策展開のためのプロジェクトを設けます。

これらに基づく取組を通じて市民の緑ある暮らしを創造し、「かわさき緑の市民文化の醸成」を目指します。

■ 施策展開の構成



基本施策Ⅰ「緑のパートナーづくり」：「協働プログラムのさらなる推進」と「参画する緑のパートナーの育成・支援」を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの「健全な成育」と、活動を支える「情報発信」を推進するものです。

基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」：生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑を対象に、多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出、育成するものです。

基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」：これまでに育まれてきた地域の多様な主体の連携のもと、緑を「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の5つの視点で活用することにより、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指すものです。

上記の取組を進めることで「緑ある暮らしの創造」につなげます。

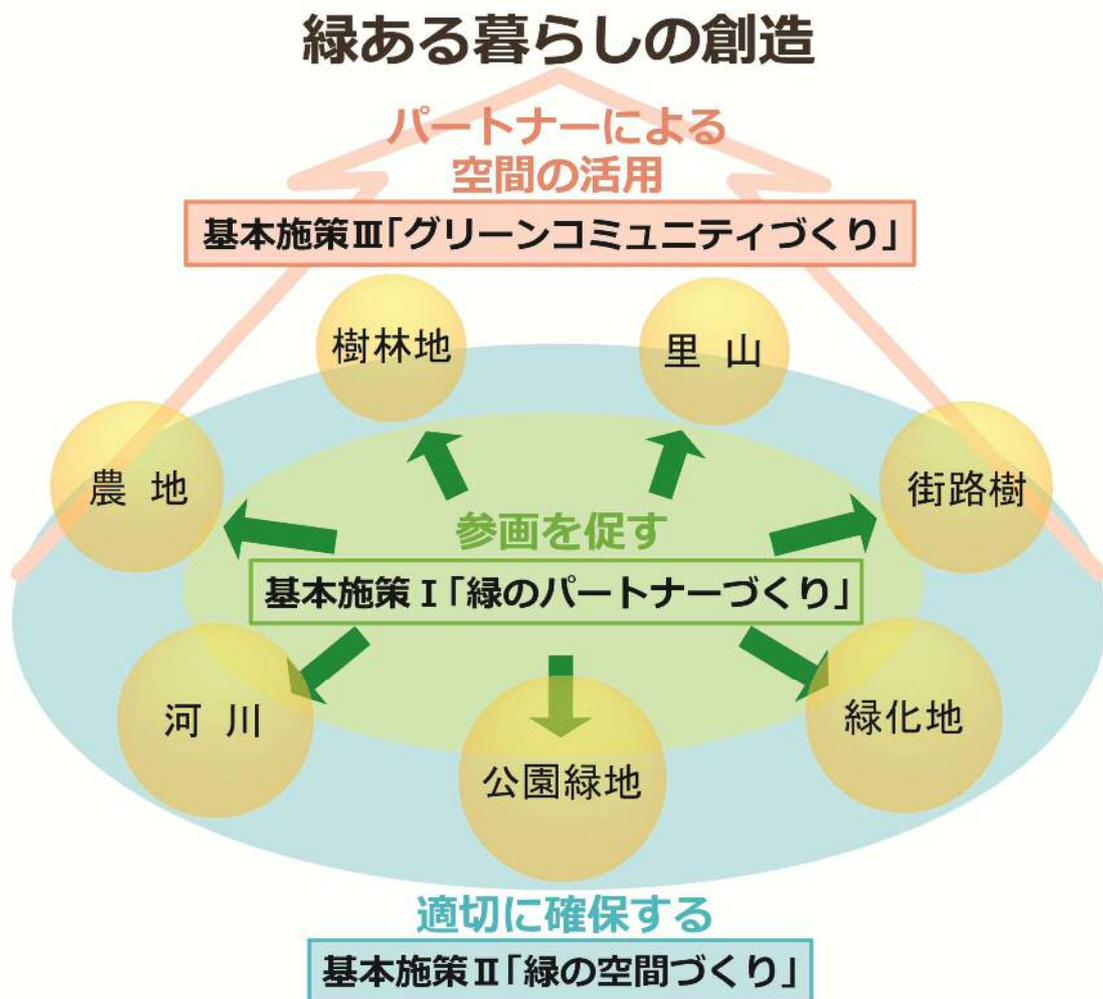


図 施策推進のイメージ

(1) 基本施策及び施策展開のためのプロジェクト

①基本施策Ⅰ「緑のパートナーづくり」

緑のパートナーづくりとは、これまでの協働の取組により全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムのさらなる推進と参画する緑のパートナーの育成・支援を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの健全な成育と、パートナーの活動を支える情報発信を推進するものです。

[施策の方向性]

川崎市では、これまでも協働による緑の取組が進められ、緑の保全・創出・育成に多くの主体が関わっています。川崎市の緑の充実には、多様なパートナーが各地で活躍することが重要であり、これには協働の取組の持続性を確保する必要があることから、さまざまな主体が緑に関わり続けられる施策を推進します。

このため、「緑のパートナーづくり」においては、多世代、他分野の幅広い主体が緑に「触れる」機会を創出するとともに、これまでの取組により市域全体に拡大してきた協働のパートナーの育成・支援と活動機会を創出します。

また、次世代を担う子どもたちを緑のパートナーとして育てていくため、緑を活用した子どもの健全な成育を推進します。

さらに、上記の協働に関する取組を進めていくためには、多くの人々の緑への関心を高め、人と人をつないでいくことが重要であることから、さまざまな媒体と多様な主体による情報発信を推進します。

このような施策を支えるプロジェクトとして、

- 「1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト」
- 「2 緑を支える人材育成・支援プロジェクト」
- 「3 緑を大切に作る心を育む『緑育』プロジェクト」
- 「4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト」

以上を設定し、具体的な取組を推進します。

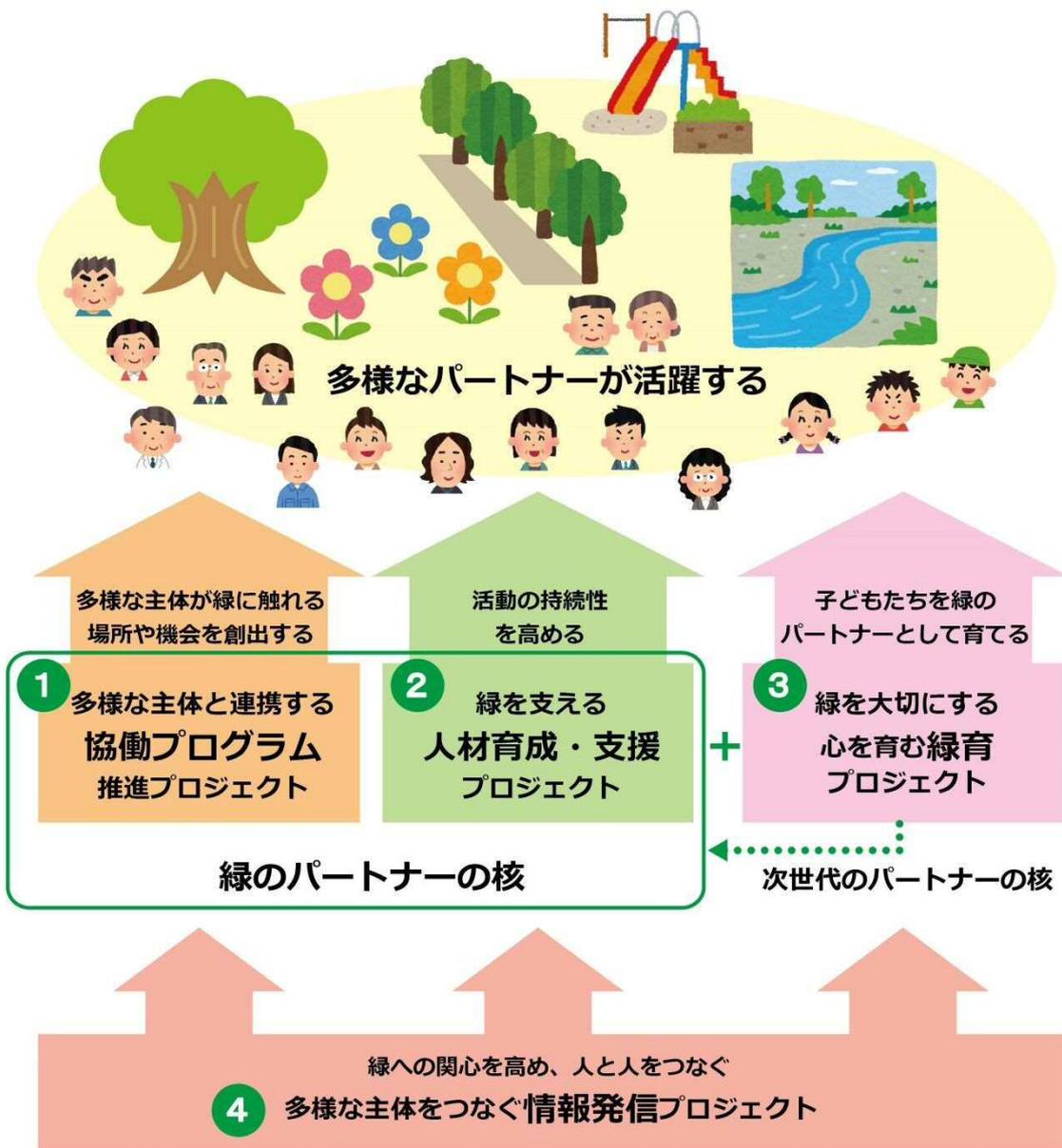


図 基本施策 I 「緑のパートナーづくり」のイメージ

1

多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト

市民や町内会・自治会をはじめ、市内で働き学ぶ人々、NPO、民間企業、教育・研究機関、行政等、あらゆる主体が多世代で、緑を守り、創り、育む活動に参画できる協働プログラムを推進します。

○プロジェクトの必要性

川崎市の緑の保全、創出、育成の取組を進めるためには、多様な主体が協働して、それぞれが自発的に緑に関わっていくことが重要です。一方で、活動参加者の高齢化や後継者不足などから協働の担い手不足となる場合もあり、活動の継続性を高めていくことが必要となっています。

本プロジェクトでは、緑に関わる人材を増やすための協働プログラムを実施します。この協働プログラムを通じて、あらゆる主体が緑に「触れる」機会を創出し、緑を「知る」「好きになる」きっかけを作ります。そして、このきっかけが、緑を通じたやりがい・生きがいの発見や、地域課題としての緑の重要性の意識化へと発展していくことにより、緑の活動に積極的に携わる人材の創出を目指します。



図 プロジェクトのイメージ

○取組の方向性

- ・市民協働の取組を更に推進していくために、活動団体（管理運営協議会、公園緑地愛護会、街路樹等愛護会、緑の活動団体等）の設立・登録の支援を継続します。
- ・新たな担い手（子ども、子育て世代、就業者、就学者、アクティブシニア等）が緑に関わるきっかけ作りを進めるため、参加する市民・民間企業等のニーズを取り込んださまざまな取組を充実します。
- ・緑以外の他分野における多様な主体（民間企業、教育・研究機関、スポーツ団体等）との連携を進めていくため、里山コラボ事業、大学連携、みどりの事業所推進協議会などの取組を継続するとともに、樹林地等の保全・活用、街中の緑化活動等への民間企業、教育機関等の更なる参画を促す取組を拡充します。
- ・植樹運動など、150万市民一人ひとりが参加可能で、多様な緑に触れ合えることのできる取組を推進し、市民や民間企業の緑化の協働意識の更なる向上を図ることで、協働プログラムへの参加へとつなげます。

- <実施施策>
- 1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進
 - 2 事業所・教育機関等の参画促進
 - 3 市民や事業者の協働による植樹運動の推進

2

緑を支える人材の育成・支援プロジェクト

協働プログラムの担い手となる人材の育成と活用を進めるとともに、活動団体や市民、事業者等による緑の活動を促進していくための支援を進めます。

○プロジェクトの必要性

川崎市ではこれまでも協働による緑の取組を進めており、公園や街路樹などのさまざまな緑の場で、多くの主体が活躍しています。緑の活動を行う主体は川崎市の大切な財産であり、その活動を支え、継続的な活動となるよう、人材を育成、支援していくことが必要です。

本プロジェクトでは、緑の担い手に対して適切な支援や評価を行い、緑に関する技術や意識、自身の取組への誇りを高めることにより、それぞれが活躍できる場所や機会の創出を目指します。

持続可能な活動の促進

活動者の技術、知識・意識の向上
活動への自信の高まり・誇りの醸成

活躍できる場や機会の創出

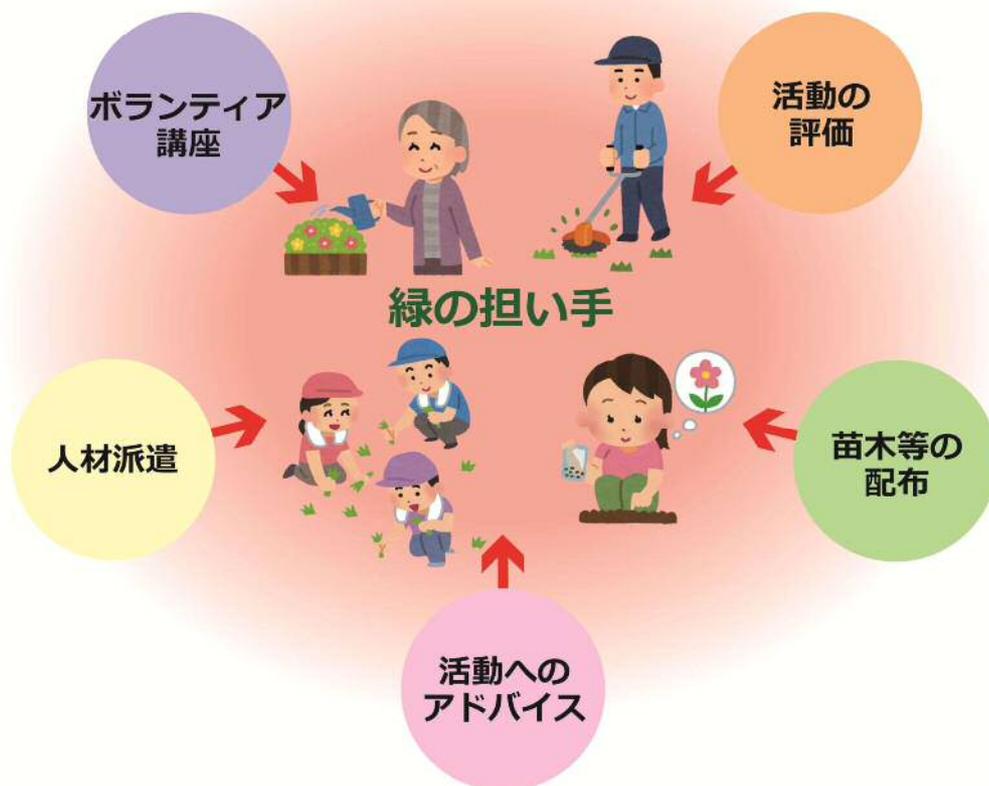
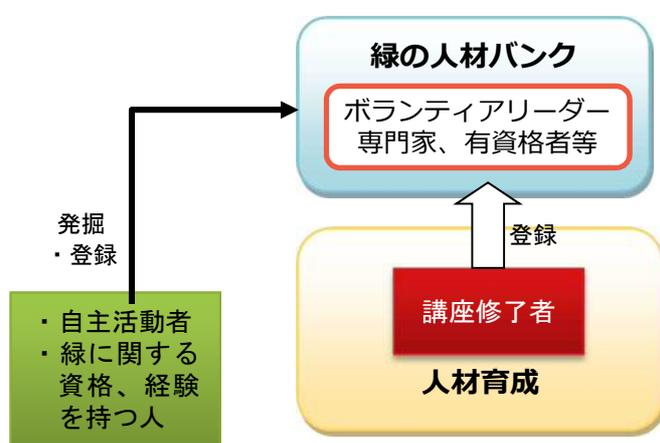


図 プロジェクトのイメージ

○取組の方向性

- ・緑のパートナーを増やし、協働の取組を更に推進していくために、担い手となる人材を育成するとともに、人材が活躍できる場所や機会を広げます。
- ・人材育成については、各種の活動団体のニーズを的確に把握した上で、ボランティア育成講座や活動に関する情報の提供など、緑の担い手が知識や技術を習得する機会の充実を図ります。その上で、講座修了者を緑の人材バンク※に登録して各講座の講師として派遣するなど、ボランティアリーダーとなる人材の活用を進めるとともに、緑の人材バンクに登録をしていない担い手の発掘と、担い手が活躍できる場所や機会の拡大について検討を進めます。
- ・緑の活動を持続可能なものとしていくため、活動団体への助成、技術支援、情報提供や、苗木配布による緑化の支援など、引き続き活動の円滑化を図るための支援を行います。
- ・緑の活動への意識高揚を図るため、表彰等を通じて市民、民間企業等の優良な取組を評価、普及していくことにも継続して取り組みます。



人材活用のイメージ



里山ボランティア育成講座



第11回わがまち花と緑のコンクール表彰式

- <実施施策>
- 4 緑の人材育成と活用
 - 5 緑の活動に対する支援の充実
 - 6 市民・事業者の緑の取組に対する表彰等による
活動意識の高揚

※緑の人材バンク：各講座修了者などの技術・知識を有する人材を登録し、各種講座におけるファシリテーターや実作業支援要員等として派遣することで、育成した人材の活用を推進するとともに、人材の更なるスキルアップを図っています。

3

緑を大切にすることを育む「緑育」プロジェクト

子どもたちが緑や自然を体験できる機会や、多様な主体が行っている活動を知る機会を設けることにより、次世代の緑のパートナーの核となる人材を育成します。

○プロジェクトの必要性

協働の継続性を確保する上では、次世代を担う子どもたちも重要なパートナーとして捉える必要があります。緑や自然に対して幼いうちから興味を持ち、五感を使ってその楽しさ、不思議さや命の大切さを知ることが、情操教育の観点からも非常に重要です。これには、学校における授業などでの取組のほか、日常生活における緑の実感や、地域社会における緑の活動への参加など、あらゆる場面を想定した緑の活動テーマを提供する必要があります。

本プロジェクトでは、子どもたちが緑や生き物などと触れ合うことのできる「緑育」の機会を設け、子どもたちの感受性の向上、調べる力や考える力などの向上を図ります。そして、これらを通じて育まれた緑を大切にすることを、次世代の緑のパートナーの核となることにより、持続可能な市民協働の取組の発展を目指します。



図 プロジェクトのイメージ

○取組の方向性

- ・次世代を担う子どもたちに緑に親しみを感じてもらうため、活動団体、農業関係者、民間企業、教育機関、行政等が連携して、子どもが興味を持つ自然資源（自然の成り立ち、雑草や昆虫等）を媒体として、自然を知り、学び、考える体験機会を充実します。
- ・市の緑の多様性に触れ、緑の持つ多彩な魅力についての理解を深めるため、児童生徒を対象とした南北交流の機会の創出に努めます。
- ・緑育の支援のため、教育機関と連携しながら緑の副読本等の学習教材の充実を進めるとともに、人材派遣などの協力の強化に努めます。

<実施施策> 7 環境学習における「緑育」の充実

4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト

川崎市の緑の魅力を発掘、情報発信していくことで、緑そのものや、緑を保全・創出する活動に関心を持つ市民や事業者を増やしていくとともに、活動団体間や、活動団体と地域が交流・連携できる場所や機会の創出を進めます。

○プロジェクトの必要性

緑に興味を持つ人もそうでない人も、緑に触れるきっかけをつくるのは、さまざまなメディアや口コミで発信された情報です。現在では、インターネットやSNS等を通じて、膨大な量の情報が行き来していますが、緑に関しては、人々に興味を持たせる情報発信の手法や、緑の活動などの情報を知りたい人・紹介したい人のマッチング手法の構築が大切です。また、多様な主体が顔の見える関係を構築していくことでも情報はつながり、広がっていくため、こうした機会を設けることも重要です。

本プロジェクトでは、緑の魅力や活動などに関する情報と、そのアクセス性の充実、さらには多様な主体の交流・連携を促進します。これにより、それぞれが必要とする適切な情報を提供し、緑の普及啓発や、緑のパートナーの活動の活性化に加え、川崎市の緑の魅力の認知向上を目指します。



図 プロジェクトのイメージ

○取組の方向性

- ・多くの人々への緑の関心を高め、普及啓発を図るため、パンフレットやリーフレットなどによる情報発信はもちろんのこと、緑以外の分野で活躍する人を含む多様な主体と連携したインターネット・SNSなどの媒体を活用した情報発信により、緑を知るきっかけ作りや、緑の活動を知りたい人・紹介したい人などのマッチングを強化します。
- ・緑のストックをシティセールスや観光の資源として活用することで、川崎市の緑の魅力を広く発信します。
- ・緑のボランティアセンターの交流機能を強化するとともに、緑を支える人材どうしが互いの活動について情報共有し、それぞれの活動に活かすことのできる場所や機会の創出に努めます。



パンフレット



SNS



市民による情報発信



川崎市HP



観光資源でもある
生田緑地と二ヶ領用水久地円筒分水



かわさきイベントアプリ

<実施施策>

- 8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進
- 9 人材の交流、連携の推進

②基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」

緑の空間づくりとは、生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑について、川崎市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出、育成するものです。

[施策の方向性]

川崎市の緑の充実を図る上では、もともと存在する緑の保全、都市に潤いをもたらす緑の整備、そして緑を良好な状態に維持していくための管理の視点が基本となり、緑の多様な機能を発揮させることが重要です。

「緑の空間づくり」においては、川崎市の骨格を形成するみどり軸に関することとして、多摩丘陵を構成する樹林地の持続的な保全と多摩川緑地の整備と活用を推進し、ふるさと川崎の景観の保全、創出、育成を図ります。

そして、みどり軸とみどり拠点が相互につながりを持ち、緑と水のネットワークが形成されることは、緑を実感できる生活空間の確保や風格のあるまちなみ景観を目指す上で大切です。とりわけ、公園や農地、河川空間や緑化された街なみは、レクリエーション、防災、都市気象の改善、景観形成等の面で緑と水のネットワークを形成するための要となっています。また、平成32（2020）年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、来訪者や市民が居心地良いと感じるような緑化や花の植栽を進めるとともに、この取組は「次の世代への贈り物（レガシー）」として、魅力を保ち続けられるものである必要があります。

これらを踏まえ、まちの核となる緑による拠点の形成と質の向上を図り、地域の特色を活かした公園作りを進めるとともに、都市における農ある風景の保全と有効活用とみどり軸・みどり拠点をつなげ身近に感じられるネットワークの形成を図り、市民が緑を身近に感じられる生活空間を実現するとともに、生き物の生息・生育拠点を結ぶコリドーや風の道の形成に寄与します。

このような施策を支えるプロジェクトとして、

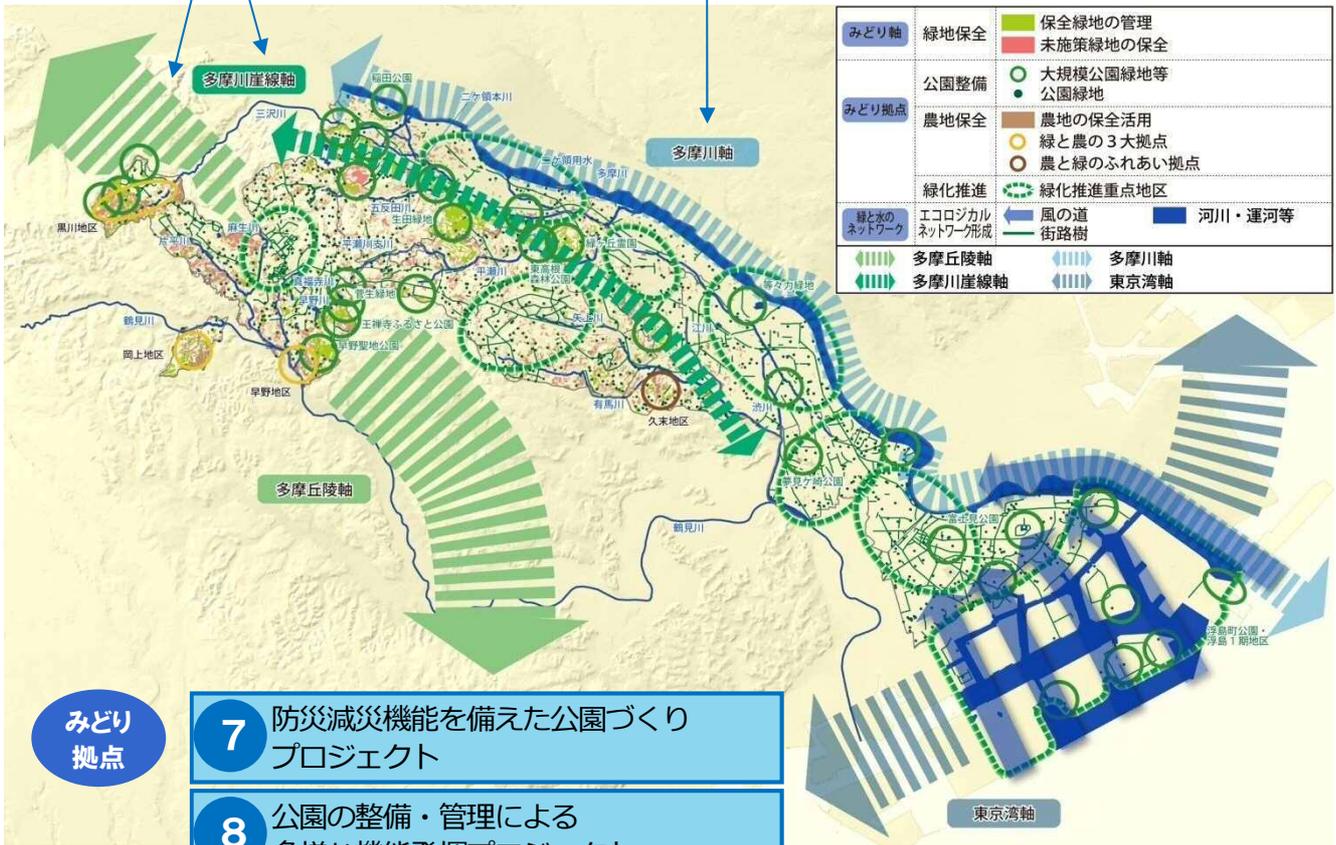
- 「5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」
- 「6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト」
- 「7 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト」
- 「8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」
- 「9 農地の保全・活用と『農』とのふれあいの推進プロジェクト」
- 「10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト」

以上を設定し、具体的な取組を推進します。

みどり
軸

5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと
身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト

6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト



みどり
拠点

7 防災減災機能を備えた公園づくり
プロジェクト

8 公園の整備・管理による
多様な機能発揮プロジェクト

9 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの
推進プロジェクト

緑と水の
ネットワーク

10 緑と水をつなげるエコジカルネット
ワーク形成プロジェクト

図 基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」の方針図
(地形図出典：地理院地図(国土地理院))



図 基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」のイメージ

5

多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト

川崎市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸、多摩川崖線軸の緑をはじめ、市街地に残る身近な緑や里山の緑、水辺地と一体となった緑について、保全・回復・育成を進めることにより、地球温暖化対策や生物多様性の保全、さらには良好な景観形成などに貢献します。

○プロジェクトの必要性

川崎市に残る樹林地や樹木は、市民が自然環境を身近なもの実感できる貴重な資源です。また、都市環境においてまとまりのある樹林地が果たす役割は非常に大きいものとなっています。これまで川崎市では、地権者の理解と協力を得ながら樹林地の保全を積極的に進めており、良好な都市環境の維持に努めています。しかしながら、依然として樹林地は減少傾向にあり、今一度樹林地の重要性の認知を図るとともに、樹林地の保全を継続して進めていく必要があります。

本プロジェクトでは、大きなつらなりを形成している樹林地にとどまらず、小規模であっても市民に身近で良好な自然環境を有する樹林地や、地域を代表する樹木などを対象とし、川崎市に残る緑の保全、回復、育成を、多様な手法を講じながら進めます。そして、生物多様性の保全、地球温暖化対策や水源涵養への貢献など、都市環境の健全化に資する緑の効用の発揮を目指します。

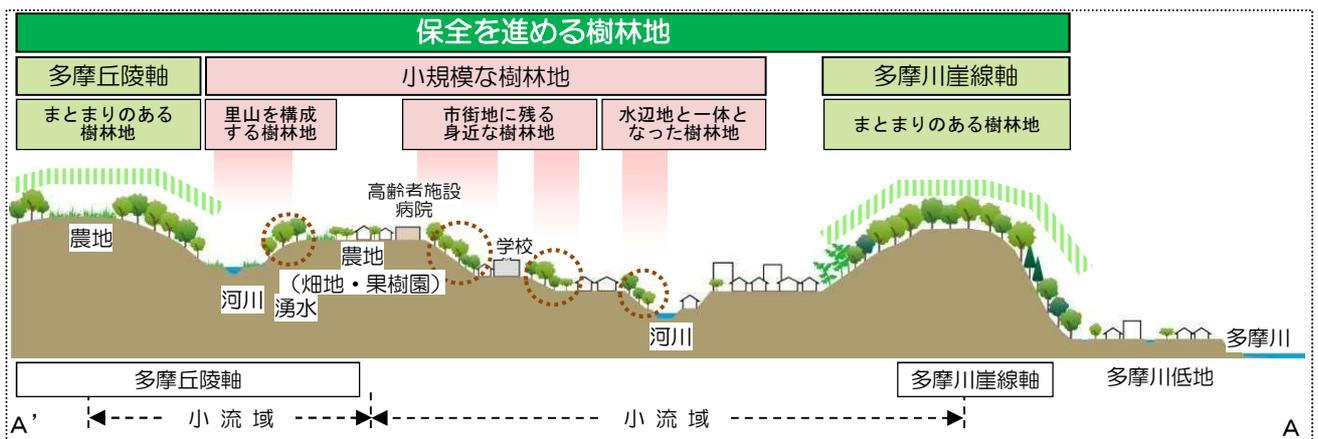


図 プロジェクトのイメージ

○取組の方向性

- ・平成26（2014）年11月に見直しを行った緑地総合評価に基づき、川崎市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸の樹林地に加えて、小流域に存在する市民の生活圏に残された身近な樹林地や、里山を構成する樹林地、水辺地と一体となった樹林地についても、これまでに進めてきた保全施策を継承するとともに、状況に応じた施策の再評価を行いながら、市民・活動団体・民間企業等と連携しながら樹林地の保全を推進します。また、都市緑地法の改正を踏まえたさまざまな制度を弾力的に活用し、持続的な樹林地の保全を推進します。
- ・樹林地の保全は、保全に対する地権者の理解と協力が欠かせないことから、地権者に向けた保全制度の普及に努めるとともに、地権者が樹林地等を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置について国への働きかけを行います。
- ・里山や古くから守られてきた大木など、ふるさと川崎の景観を特徴づける地域固有の緑や、社寺林、生垣といった市民生活に身近な緑を評価し、保全を積極的に進めます。
- ・樹林地等で行われる開発行為については、その環境が適切に保全、回復、育成されるよう、自然的環境保全配慮書に関する助言指導等の取組を継続します。
- ・保全した樹林地の良好な環境を維持、再生していくため、地域住民等との協働により「保全管理計画」を作成し、保全管理活動を推進するとともに、すでに作成された保全管理計画については、その後の状況を把握した上で、必要に応じた見直しを検討します。
- ・樹林地に隣接する住民の安全な住環境を確保するため、樹木や斜面の状況等に応じた整備や維持管理を継続することにより、樹林地を健全な状態に保ちます。
- ・「川崎市景観計画」と連携を図りながら、緑の保全や緑化の推進による緑の景観形成を進めます。



多摩丘陵軸の緑



多摩川崖線軸の緑

- ＜実施施策＞
- 10 多様な機能を発揮する樹林地の保全
 - 11 地域に残された身近な緑の継承
 - 12 開発事業等における樹林地の保全、回復、育成
 - 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組
 - 14 緑と調和した都市景観の形成

6

多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト

運動施設等の再整備、防災機能向上、サイクリングコースの充実等、多摩川の特性を活かした施設の整備や適切な管理の推進により、多摩川の機能の強化と魅力の創出を図ります。

また、流域自治体等と連携した多摩川の資源の活用や、民間活力の導入、沿川の公園緑地等と連携した取組を推進するとともに、多摩川の利用に対する一体的管理・活用について検討を行います。

○プロジェクトの必要性

川崎市は、多摩川の右岸に沿って広がっており、市民生活にとって多摩川はきわめて身近な存在となっています。そして、市民の心のふるさととなってきた多摩川を、市民共有の財産として再評価し、憩える環境、より豊かな河川空間の創出が求められています。そのためには、多摩川というシンボリックな存在価値のもとで、市民・NPO、民間企業、教育・研究機関、行政との協働により多摩川の潜在的な価値を最大限に引き出していくとともに、流域自治体等との連携により多摩川の魅力や資源を活用していく必要があります。

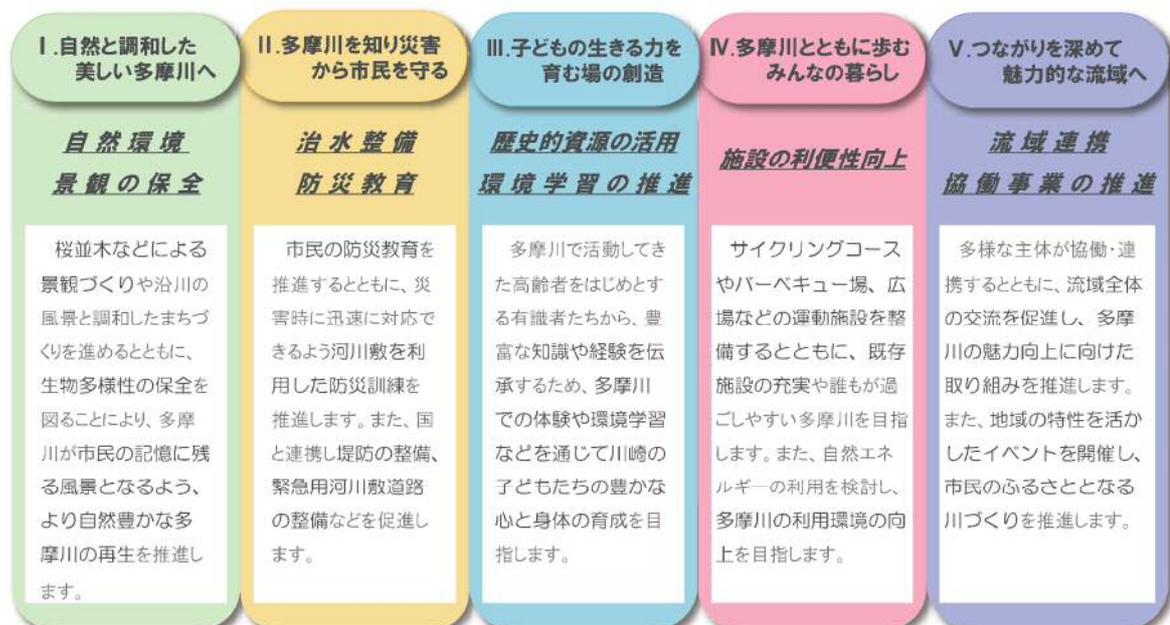
川崎市では、多摩川に関する総合的な施策を展開するための計画である「川崎市新多摩川プラン」を平成28（2016）年3月に策定し、基本理念や5つの基本目標を掲げながら施策を推進しています。本プロジェクトにおいては川崎のシンボルである多摩川の機能の強化と魅力の創出を進め、多摩川を最大限に活かした賑わいのある憩い・遊び・学びの場の創出を目指します。

〔川崎市新多摩川プラン〕

●基本理念

「川とふるさとの再生、市民協働による多摩川ライフの創造」

●基本目標





水辺の楽校



野球場の整備



多摩川マラソン

○取組の方向性

- ・川崎市のシンボルであり、市民の心のふるさととなってきた多摩川は、市民共有の財産として再評価し、憩える環境や豊かな河川空間を創出していくことが求められており、川崎市における多摩川の原風景の一つである桜並木、大河川特有の河原風景など、川崎市の都市景観と調和した多摩川の風景を保全していきます。
- ・多摩川の施設については、駐車場やトイレ等の充実を行うとともに、日陰となるような植樹を進めるなど、市民ニーズを踏まえ、利用者の利便性・快適性を高める整備を進めます。また、多摩川の特性を活かしたマラソン大会や地域のイベントなど、多摩川だからこそ可能なさまざまな取組を実施します。
- ・民間活力の導入による休息・交流スポットの創出や、流域自治体との連携によるサイクリングコースの充実と回遊性を高めるとともに、利用者が安全に通行できるように、コースの拡幅や路面表示を整備します。
- ・利用団体等との協働による維持管理を推進するとともに、運動施設を含めた多摩川緑地の維持管理水準の向上に取り組みます。同時に、市街地の安全性を高めるため、災害時に活用できる緊急用河川敷道路の整備について、河川管理者である国と連携しながら整備を推進するほか、河川改修等に当たっても、国と連携して、可能な限り環境に配慮した工法を選択することで、生物多様性に配慮したより豊かな河川環境の再生に向けた整備を推進します。
- ・多摩川の適正な利用を誘導する取組の推進をはじめ、多摩川に隣接する公園と連携した拠点形成により、緑と水の連続性・回遊性を確保する取組や、多摩川の有するポテンシャルを最大限に活用する取組の強化について、検討を行います。



緊急用河川敷道路
(平常時はマラソンコースとして活用)



桜並木の保全（大師河原地区）

＜実施施策＞ 15 多摩川緑地施設の利便性向上
16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

7

防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト

基幹的な都市公園・緑地等において、応急復旧活動を行うための拠点整備や、帰宅困難者を支援する施設整備を進め、防災減災の機能の向上を図ります。

○プロジェクトの必要性

緑とオープンスペースは、災害時の避難の場や火災等による災害の緩和・防止、災害対策の拠点、自然災害の緩和・防止等の都市防災に資する役割を担っています。過去に発生した地震災害においては、住宅等の樹木や街路樹は延焼の防止や、倒壊家屋の道路への倒伏防止に役立ち、公園は応急避難生活の場や救援活動の場、復旧・復興拠点として活用されました。また、水害への対応においては、豪雨災害時の避難場所として公園が活用された事例や、遊水地としての機能を公園空間に導入している事例も見られます。

本プロジェクトでは、今後の防災まちづくりを推進する上でも、避難地及び支援活動の拠点となる公園の整備や、防災的施設の整備を一層進めるとともに、緑の適切な整備や維持管理を進め、緑とオープンスペースの多様な防災機能の活用を目指します。

〔緑が有する防災機能〕

緑とオープンスペースは、一般的に次のような都市防災に資する役割を有しています。

機能	具体的な内容
災害時の避難の場	避難地、避難路 帰宅困難者の収容空間 等
火災、爆発等による災害の緩和、防止	火災の延焼の遅延、防止 爆発による被害の軽減、防止 建物の倒壊の防止 等
災害対策の拠点	救援活動の拠点 復旧・復興活動の拠点 等
自然災害の緩和、防止	風害、潮害、雪害、津波、水害、がけ崩れによる被害の緩和、防止 災害危険地の保護及び土地利用の規制 等
防災教育の場	過去の災害の記録や教訓の防災文化としての継承、国内外への情報発信 災害遺構等を取り入れた公園デザインによる災害の大きさや恐ろしさの伝承

※出典 防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）（平成27年9月改訂版）国総研資料 第857号（P6）



公園が延焼を防止
（阪神・淡路大震災）



復旧・復興拠点としての利用
（東日本大震災）

○取組の方向性

- ・災害時における身の安全を確保する広域避難場所であり、復旧・復興段階における物資の供給や救援活動の拠点となる大規模公園（富士見公園、等々力緑地、生田緑地）において、防災機能の強化に資する整備を推進します。
- ・被災後に徒歩等で移動する帰宅困難者を支援するため、広域避難場所や、幹線道路に面した公園等における施設整備を進めます。帰宅困難者の支援に必要な施設については、整備に向けた調査、検討を行います。
- ・避難地や避難路となる公園、街路樹、グリーンベルトの植栽等については、防災に資する緑のネットワーク形成に努めます。

＜実施施策＞ 17 公園緑地の防災機能整備推進

8

公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト

スポーツ・レクリエーション機能、文化活動などの多様な利用における拠点機能を発揮させるとともに、利用者が安心・安全に利用できる環境を確保し、公園緑地の質的な向上を図ります。

○プロジェクトの必要性

都市における貴重なオープンスペースである公園は、防災性の向上はもとより、環境維持・改善効果、健康・レクリエーション空間の提供、子育て・教育環境の向上、コミュニティの形成、さらには観光資源となるなど多面的な機能を有しています。しかしながら、機能を十分に発揮できていない公園や、老朽化の進行した公園施設などが依然として存在することから、公園の質的な向上を図る視点が改めて大切となっています。

本プロジェクトでは、魅力的で、誰もが安心・安全かつ快適に利用できる公園を目指し、その計画的な整備・管理に加え、公園の適切な配置に向けた取組を進めます。さまざまな効用の発揮が期待できる規模の大きな公園については、それぞれの立地特性や特異性を活かした機能の充実を図り、地域に根差す公園については、地域が求める公園機能への対応を図ります。

〔公園の役割〕

公園は、都市において主に次に掲げる役割を有しており、人々の暮らしや都市環境を高めていく上で必要不可欠な存在です。

公園の役割	内容
良好な都市環境の形成	地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境を提供します。
都市の安全性の向上	震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となります。
市民の活動の場、憩いの場の形成	子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となります。
豊かな地域づくり、地域の活性化の促進	地域振興や地域間の交流・連携の拠点となり、快適で個性豊かな地域づくりに貢献します。

※参考 国土交通省ホームページ

〔公園整備の基本的な考え方〕

公園の種別ごとに整備の基本的な考え方を定めます。

公園種別	整備の基本的な考え方
都市基幹公園	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を活かした、既往の考え方にとらわれない柔軟な発想・手法により、公園を核としたまちづくりを進めます。 ・市民のみならず、他都市からの利用も視野に入れ、大規模公園としての魅力ある多様な機能を高めます。

	運動公園（多摩川緑地）	・多摩川のポテンシャルを最大限に引き出せるよう、流域自治体や市民、市民活動団体、企業、学校などの協働・連携を視野にいれ、利用環境の向上を図ります。
住区基幹公園	地区公園、近隣公園	・地域の特色や、公園独自の魅力をより活かし、質の向上を目指したりリニューアルを進めます。
	街区公園	・地域の実情に即し、施設等の見直しを進めます。 ・借地公園等の制度を活用しながら、身近な公園の充足に努めます。



図 プロジェクトのイメージ
(多様な遊び方ができる公園のイラストを想定)

〔公園施設等の計画的な維持管理に向けて〕

公園施設の管理については、

- ・今後多くの施設の更新時期が集中し、その後も継続して更新の必要性が生じる。
- ・老朽化し、補修・更新の必要な施設が多数存在し、計画的に取り組む必要がある。
- ・遊具については、判定結果の悪い施設が半数を占めており、早急に取り組む必要がある。

以上のような課題があり、これらの課題を解決していくために平成28（2016）年に策定した「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、更新時期を迎える公園施設について、安全確保と機能保全を図るとともに、維持管理費の縮減や平準化を図る必要があります。

○取組の方向性

- ・川崎市を代表する総合公園については、公園を核としたまちづくりを進めるため、都市の安全性確保、良好な都市環境形成、スポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、民間活力を活かしながら都市の顔となる個性と魅力のある整備を推進します。
- ・地区公園、近隣公園については、民間活力を視野に入れながら、公園の特色や地域の特色を活かして子どもが遊べるテーマ性のある公園の整備を進めます。
- ・市域に立地する2つの市営霊園（緑ヶ丘霊園、早野聖地公園）については、社会福祉の観点

による対応はもとより、市民が憩え、自然とふれあえる「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出するため、公平で安定した墓所の供給を引き続き進めるとともに、まとまった緑の保全や、利用者の利便性の向上を図るための整備と管理を進めます。

- ・臨海部については、「川崎港緑化基本計画」に基づき、海や運河などの景観や自然環境を楽しむことのできる開放的な親水空間の創出や、港湾緑地の整備を進めます。



生田緑地



早野聖地公園



ちどり公園

- ・市民に身近な街区公園については、子育て世代や高齢者等が多い地域などの実情を捉えながら、地域に即した施設等の見直しを進めます。
- ・街区公園が不足する地域においては、公園の新たな創出に向けた取組を推進します。また、公園用地の確保が容易ではない地域等において、必要な機能を確保していくため、公共施設の上部利用等により、公園の機能を創出することについて検討を進めます。
- ・既存の公園においては、少子高齢化等による利用者ニーズの変化に対応した公園施設の見直しや、機能回復のための再整備を一層推進します。
- ・利用者が普段から安心・安全に利用できる環境の確保を図るため、引き続き地域と連携しながら公園の適正管理を推進します。また、整備から相当年月を経過した公園においては、公園施設長寿命化計画に基づく取組により、遊具など公園施設の効果的な維持管理を進めます。
- ・公園の維持管理から生じる剪定枝、落ち葉等について、活動団体や民間企業等と連携を強化し、資源として有効活用していくことを検討します。



バリアフリー化



遊具の安全点検



剪定枝の利用

- ＜実施施策＞
- 18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進
 - 19 身近な公園の整備推進
 - 20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

農業施策等と連携を図り、生産緑地地区の指定及び相続税納税猶予制度の適用等により、都市における重要な緑に位置づけられた都市農地を保全し、良好な都市環境の維持、防災機能の発揮など、多面的な機能の活用を推進するとともに、市民と「農」を結ぶイベントや農業体験機会の創出などにより市民と「農」とのふれあいによる農業への理解を促進します。

○プロジェクトの必要性

市街化区域内農地が農地面積の約7割を占める川崎市では、これまでも生産緑地地区の指定を進め、生産緑地地区に指定された農地に対する相続税納税猶予制度も活用することにより営農継続を促すとともに、農地の保全を図ってきました。都市農地については、国により定められた「都市農業振興基本計画」（平成28（2016）年5月閣議決定）により、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換され、さらに、平成29（2017）年6月には生産緑地法が改正され、都市農地のより一層の保全推進を可能とする制度が整備されるなど、都市農地を取り巻く制度や情勢は大きく変化しています。

川崎市においては、平成28（2016）年2月に川崎市農業振興計画を策定し、今後とも貴重な農地を保全し、次世代に引き継いでいくことを目標に、都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造、多面的な機能を有する農地の保全と活用、「農」とのふれあいによる農業への理解促進を施策の柱としています。本プロジェクトでは、川崎市農業振興計画を踏まえ、改正法に基づく制度の運用や、多様な主体と連携した農の活用を進め、良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な農地の活用を図ります。

都市農業振興基本法（平成27年4月制定）

都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法

定義

都市農業：市街地及びその周辺の地域において行われる農業

目的

- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮 → 良好な都市環境の形成

国、地方自治体は…

- ・法制上、財政城、税制城、金融上の措置を講じる必要性あり
- ・都市農業振興基本計画の策定の義務

等

生産緑地法（平成29年6月改正）

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした法

概要

- ・生産緑地地区の指定
→ 500㎡以上の面積（300㎡以上で条例で定める規模）
- ・行為の制限
→ 営農に必要な施設、農業の安定的な継続に資する施設の設置等に関し市町村長が許可
- ・土地の買取りの申出
→ 主たる従事者の死亡・故障や指定から30年の経過で申出が可能。特定生産緑地への指定があれば、買取り申出の期限が延長される

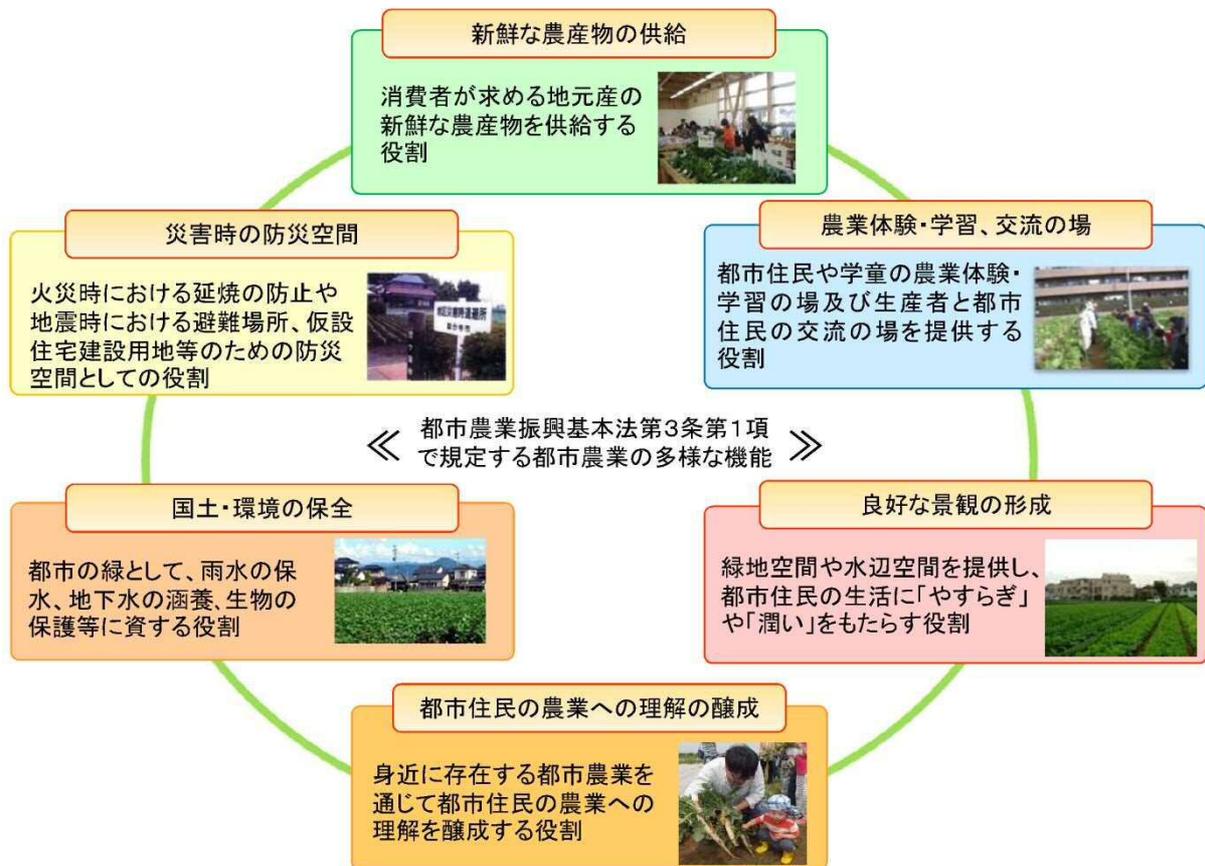


図 都市農業振興基本法における都市農業のイメージ

○取組の方向性

- ・改正された生産緑地法では、条例制定による面積要件緩和、生産緑地地区内行為の規制の緩和、「特定生産緑地」制度の創設等の内容が整備されているため、これらを踏まえた生産緑地地区の指定及び技術・経営支援等による農地保全、大震災時の一時避難場所等として活用できる市民防災農地の登録を引き続き促進します。合わせて、都市農地が持つ多面的機能を評価・活用した施策（グリーン・ツーリズム）の推進等に取り組みます。
- ・多摩丘陵の一角を担い、まとまりのある樹林地、農地と水辺地が一体となった多様な生態系が維持されている黒川地区、岡上地区、早野地区については、「農のある風景」を次世代に継承していくため、農業者、地域住民等と協力してその保全に継続的に取り組むとともに、ハード・ソフト両面からの施策推進によって地域農業者の営農意欲の向上、農環境の保全に取り組みます。また、市街地の中に市街化調整区域が島状に存在する久末地区は、樹林地に囲まれ、台地には広がりのある農地が集約されており、都市部における重要な自然的環境資源

となっていることから、都市景観、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性などの観点から、地域の振興と併せた樹林地等の保全、農地保全を進めます。

- ・市内農業を理解し応援する市民を増やしていくため、市民と「農」を結ぶイベントの開催、食農教育の推進等を通じて、多くの市民に「農」との交流の場を提供します。また、市民農園等の農業体験を希望する市民のニーズに対応するとともに、農地の保全と活用を図るため、市民農園や、公園・保全緑地等における農的空間の活用など、さまざまな形で農業を体験できる機会の創出に引き続き努めていくとともに、多様なメディアを活用して市民への効果的な情報発信を進めます。
- ・農業の担い手・後継者の育成や、農地の賃借の促進、援農ボランティアの活用など、農業継続を促進する支援を推進します。
- ・農業者が市民・消費者に安全で安心できる農作物を供給するとともに、環境負荷の軽減を目的とした環境保全型農業の普及についても一層促進します。



農地の保全



生産緑地の指定



市民農園
(市開設市管理型)

<実施施策> 21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用
22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

街路樹など連続する緑や、河川・水辺地などの整備・保全・管理及び民有地や公共施設の緑化を推進し、生物の生息・生育環境、地球温暖化対策、気候変動への適応策（暑熱対策）、健全な水循環の保全に寄与する緑と水のネットワークを形成します。

○プロジェクトの必要性

樹林地、農地、河川、運河等は、生物多様性の保全や気候変動に対する適応策の観点から重要な役割を果たしています。都市において生物多様性を確保していくためには、まとまりのある緑において生き物の生息・生育拠点としての質を高めていくとともに、河川の小流域などに着目しながら、街路樹や市街地の中に飛び石状に存在する小さな緑によってネットワークを形成していくことが重要です。また、気候変動に対してもその適応策の一つとして、地域緑化、樹林地等の保全、公園等の整備、農地の保全・活用、屋上・壁面緑化等による地表面被覆の改善を通じたクールスポットの創出、風の道の形成が極めて重要です。このようにして形成された緑と水のネットワークは、健全な水循環の保全や治水機能の向上、地球温暖化対策にも寄与します。

したがって、本プロジェクトでは、街中の緑化活動や、街路樹・河川・水辺地等における良好な環境形成を推進し、緑と水のネットワークを充実させていくことにより、都市部における生物多様性の保全や都市環境の向上を目指します。



図 プロジェクトのイメージ
(緑と水のネットワークがわかるイラストを想定)

○取組の方向性

- ・法令等の緑化制度を活用し、地域ぐるみの緑化活動、緑地協定の締結、民有地緑化の推進、公共公益施設の緑化等、市民、民間企業、行政等の協働により多様な手法による緑化を推進し、街中に飛び石状の緑を増やします。
- ・総合公園等においては、緑に覆われた空間を維持・保全していくとともに、生物多様性に配慮した整備を進め、生き物の生息・生育拠点を形成します。
- ・緑化推進重点地区における緑による都市の顔づくりや、改正都市緑地法に基づく市民緑地認定制度の活用などの検討など、緑やオープンスペースの確保に努めます。
- ・150万市民の参加による植樹運動や、桜並木・まちかどの花壇整備等、緑や花に彩られた市街地形成を推進します。
- ・街中の緑をつなぐコリドーや風の道を形成していくため、街路樹・グリーンベルトの充実を図るとともに、老木化への対応や街の魅力向上の観点を踏まえた管理を進めます。
- ・多様な生き物の生息、生育空間であり、地域の風土と文化を形成する市内の中小河川や湧水地等について、水辺環境の保全を進めます。中小河川については、改修などの機会を捉えながら環境に配慮した河川整備を行います。



河川環境の整備



共同住宅の接道部緑化



樹形管理された
市役所通りのイチョウ並木

- <実施施策>
- 23 地球環境に配慮した地域ぐるみの緑化活動の推進
 - 24 緑化助成制度の普及と充実
 - 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備
 - 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理
 - 27 河川等の水辺地の保全
 - 28 公共空間の緑化推進
 - 29 事業所による緑化の促進

③基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」

グリーンコミュニティづくりとは、これまでに育まれてきた地域の多様な主体の協働のもと、緑を、「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の5つの視点で活用することにより、緑を取り巻く多様な主体の参画を生み、地域財産としての緑の価値を高める概念です。

さまざまな地域にグリーンコミュニティが形成されることにより、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指します。

地域の誇り、まちの活力、地球環境への貢献

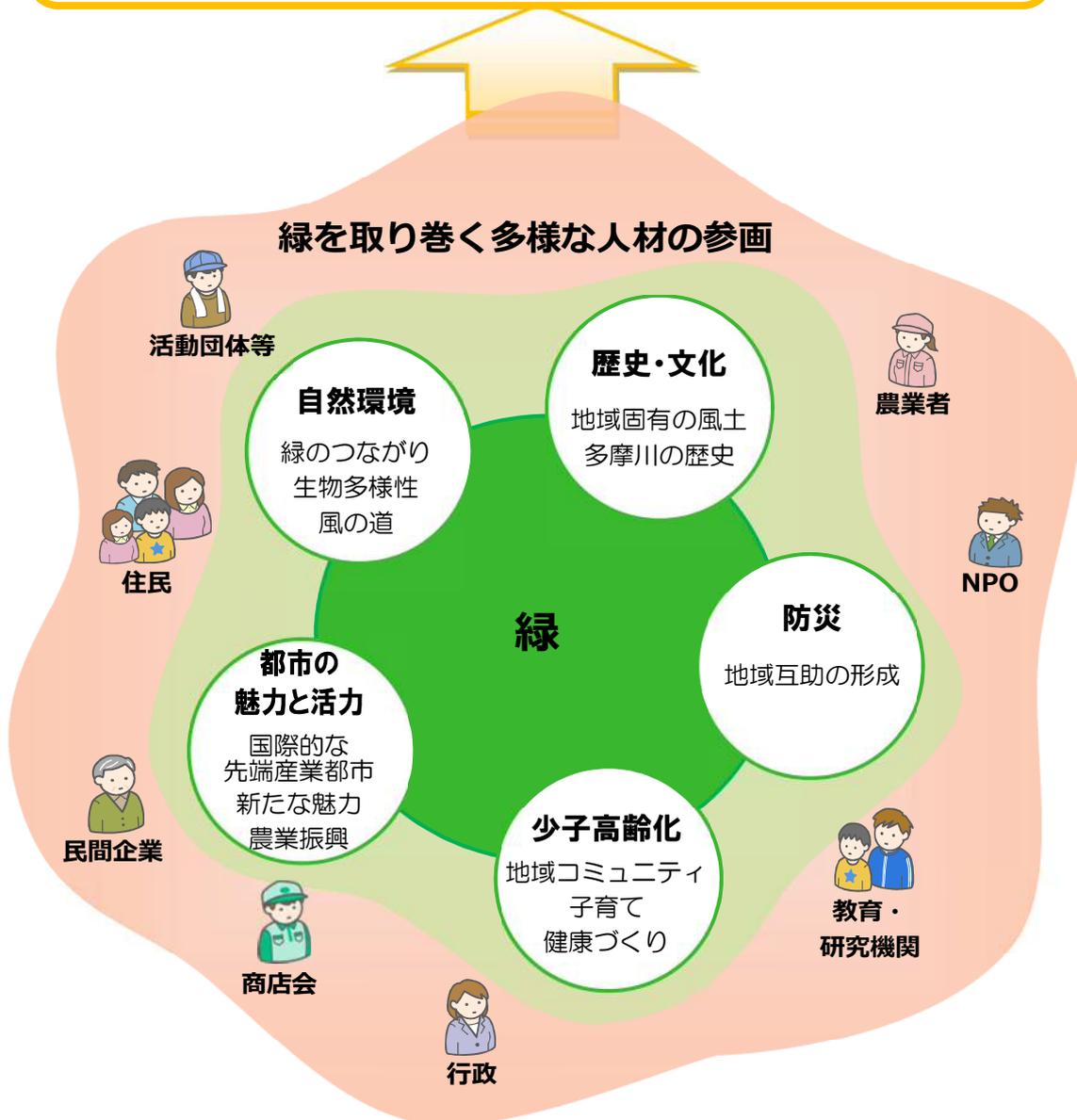


図 基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」の考え方

[施策の方向性]

新たな視点であるグリーンコミュニティを形成していくためには、3つの視点が必要です。一つは、幅広い世代の市民、就業者や就学者、民間企業、教育・研究機関など、多様な人や組織の参画を促していく「人のマネジメント」です。また、保全した樹林地や農地、整備した公園、緑化地等を適切に管理運営する「空間のマネジメント」が重要です。そして、3つ目の視点として、人と空間を結び付けていく「人と空間のマネジメント」が重要であり、市内の先進的な活動を核としながら、地形、風土、市民意識など、地域特性に応じて多様な緑を活かしたコミュニティをつくることが重要です。

「グリーンコミュニティづくり」においては、まず、防災減災、子育て、高齢化などの地域に身近な諸課題に対応するため、身近な公園の活用による地域コミュニティ形成の促進を図ります。次に、緑を活用したまちの賑わいや人々の交流を促進するため、大規模公園等を拠点とした多様な主体の参画・柔軟な連携によるまちの魅力と活力の向上を図ります。

また、多摩丘陵や多摩川流域に残る保全された緑の地域資源としての活用を、広域的な観点で市内外の連携を図りながら進めます。

さらに、川崎臨海部の持続的発展に寄与する見える緑の創出や、臨海部のイメージアップに取り組めます。

このような施策を支えるプロジェクトとして、

- 「1 1 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト」
- 「1 2 活力ある緑のまちづくりプロジェクト」
- 「1 3 広域的な緑の魅力向上プロジェクト」
- 「1 4 『臨海のもり』づくり推進プロジェクト」

以上を設定し、具体的な取組を推進します。

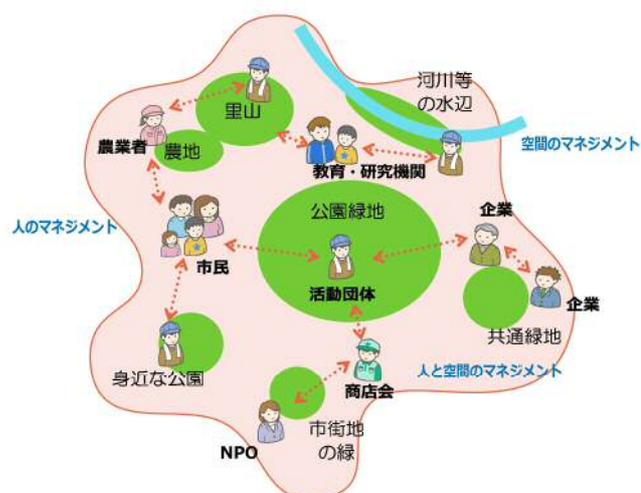
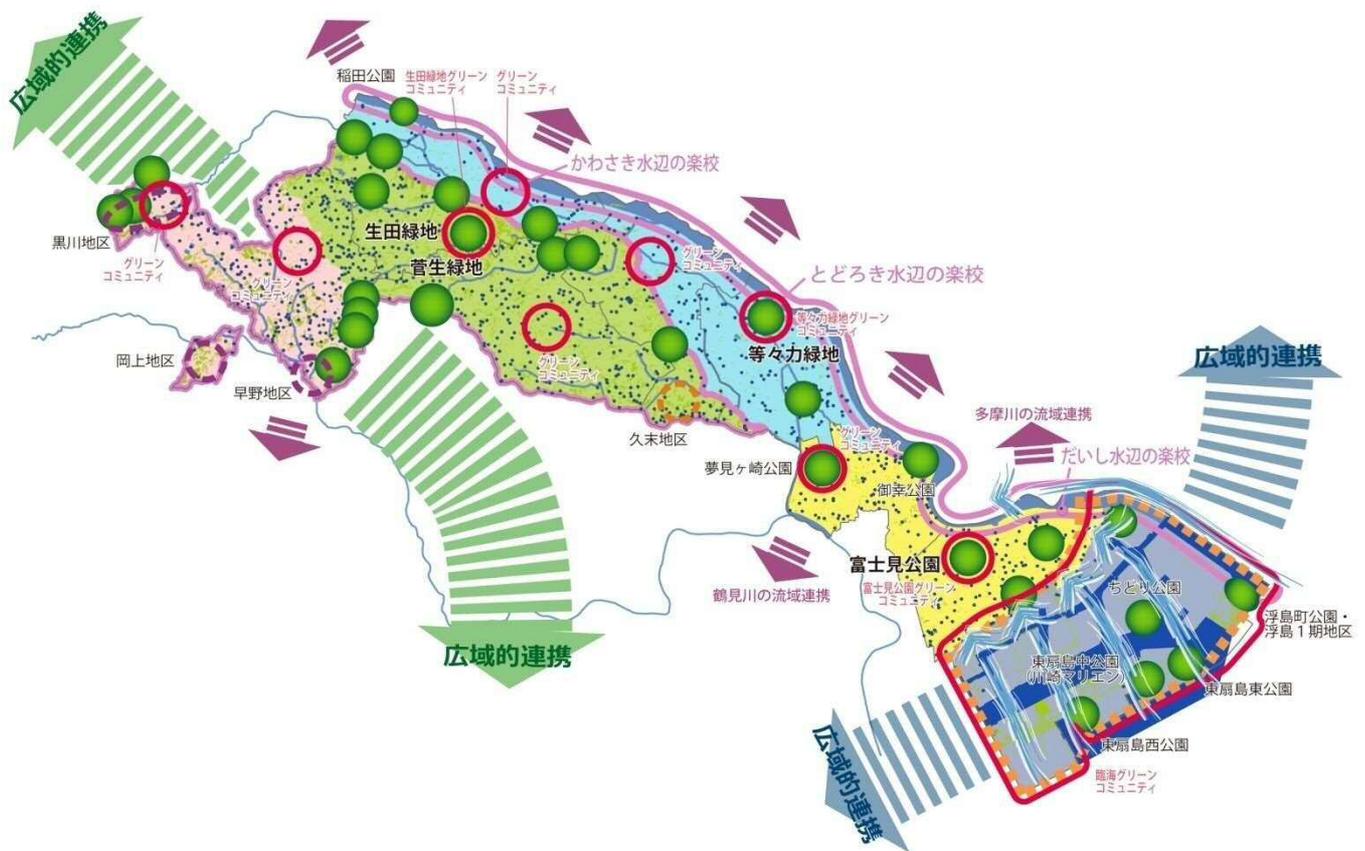


図 グリーンコミュニティの広がりイメージ



プロジェクト	取組を展開する主な場所		
11 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト	● 身近な公園と公園の周辺地域	○□ グリーンコミュニティの展開 ■ 緑と農を守り魅力を伝える田園エリア ■ 身近な緑を守り育む丘陵地エリア ■ 緑と水の資源を育み活かすエリア ■ 緑が風格と活力を生む川崎の顔づくりエリア ■ 緑とにぎわいあふれる臨海のもりづくりエリア	
12 活力あるみどりのまちづくりプロジェクト	● 大規模公園緑地等		
13 広域的な緑の魅力向上プロジェクト	■ 多摩丘陵・多摩川 ● 水辺の楽校 ● 緑と農の3大拠点 ● 農と緑のふれあい拠点		■ 広域的連携 ■ 広域的連携
14 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト	■ 「臨海のもり」づくり計画対象地 ■ 風の道		■ 広域的連携

図 基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」の方針図

身近な緑（街区公園等）を活用した地域の多様な主体の連携や多世代交流を進め、住民同士の顔の見える関係づくりを促進し、地域防災力の向上、子育て環境の向上、高齢者の健康増進等を図ります。また、多様なニーズに対応した公園利用のルールづくりなど、公園を柔軟に利活用する取組を進めます。

○プロジェクトの必要性

身近な緑は、地域住民が遊戯・休息等で気軽に利用できる場であるとともに、美化活動や地域のイベント等に広く活用できるため、地域コミュニティの場としても機能します。地域における身近な緑は、少子高齢化の進展や、希薄化が懸念される地域のつながりを取り戻すという点において大きなポテンシャルを秘めており、非常に重要な存在となっています。よって、こうした緑の効用を高めていくための柔軟な利活用を進めていく視点が必要となっています。

また、川崎市では、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親など全ての地域住民を対象として、医療、介護、福祉・生活支援などを含めた必要なケアが地域において一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。地域包括ケアシステムは、全ての地域住民においてその重要性が認識され、実践されることが必要であり、そのためには、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有し、地域における自主的な「助け合い」の活動を活発化させていくことが必要不可欠となっています。このことから、身近な緑においても、地域のつながりの強化に資する活用を進めていく視点が重要です。

本プロジェクトでは、街区公園等の身近な緑の利活用による地域コミュニティの強化や、地域における共生意識の醸成といった、地域包括ケアシステムの基礎を支える取組を進め、地域の支えあいの充実や、住民が健康的に活動できる身近な場の創出を目指します。



図 プロジェクトのイメージ

……出典：「平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）」2016年、三菱UFJリサーチコンサルティング

○取組の方向性

- ・多世代の住民が顔を合わせ、知りあう機会を増やすことで地域互助の意識を高め、いざというときにお互いに助け合える関係となるよう、公園を拠点として、地域コミュニティの強化に寄与していく取組を進めます。
- ・管理運営協議会等を中心に、多様な利用ニーズへの対応に向けた、地域発意による公園利用のルール作りを促進し、地域の多様な主体の連携のもと、防災活動、子育て環境作りの運営、シニア世代の地域の見守り支援、健康増進に配慮した取組など、公園における利活用の取組を一層推進することで、多世代における共生意識の醸成を図ります。
- ・地域住民との協働による公園の再生計画作りにより、公園の活用を促進するための施設整備等の取組を進めます。

<実施施策> 30 地域コミュニティ形成の推進
 31 緑を通じた防災力の向上
 32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進

大規模公園等や都市拠点において、地元町会、活動団体、地域の企業、教育機関、商店街、観光協会等の連携により緑を活かしたまちづくりの取組を推進します。また、民間企業等と連携した緑とオープンスペースの整備・管理運営などの取組により、まちの賑わいを創出し、都市の魅力と活力の向上を図ります。

○プロジェクトの必要性

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、社会資本が一定程度整備された状況下においては、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために引き出すことが重要です。このような認識のもと緑の付加価値を高め、国際競争力の高い美しく風格ある都市や、個性を活かした活力ある都市の形成を進めていく必要があります。したがって、多機能性を発揮することで都市のイメージを向上させ、その価値を高めていくことのできる大規模公園等の緑や、多くの人が行き交い都市の顔として個性あふれる魅力を最大限に発揮できる都市拠点の緑については、多様な主体の参画と柔軟な連携による、都市活動全体を視野に入れた戦略的な緑とオープンスペースの確保と活用を進めていくことが必要です。

本プロジェクトでは、多様な主体との連携を加速し、効率的・効果的に都市機能を高めていくための都市マネジメントを実践していきます。このマネジメントにおいては、緑の活用の方角性を利用者や地域団体、その他緑を取り巻くさまざまな主体が合意しながら決めていく仕組みや、民有の広場空間等との連携強化を進めることによる総合的な緑の水のネットワーク化の促進、さらには「民」の実力・知見を最大限発揮し、質の高い広場空間を創出するための管理運営、活用手法の充実など、緑の価値・まちの価値を高めるあらゆる取組について検討を進めていきます。

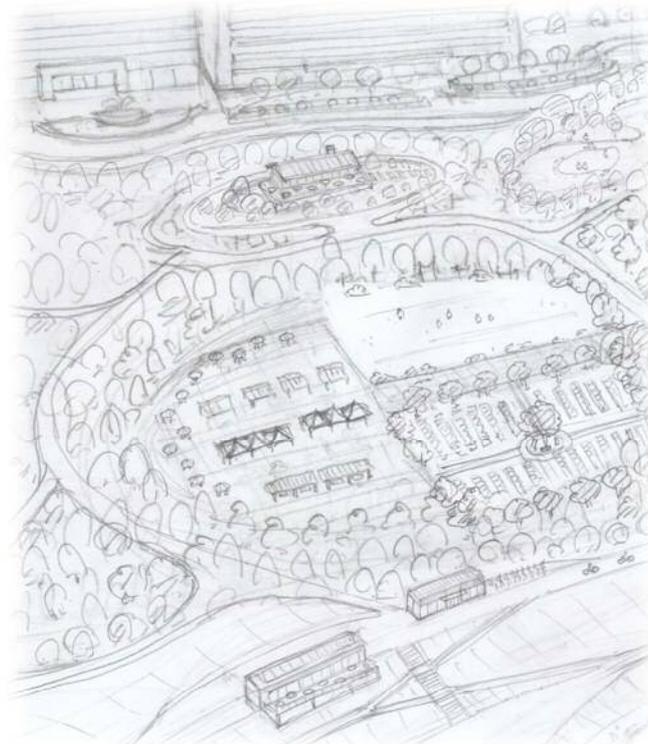


図 プロジェクトのイメージ
(街中の質の高い広場空間を表すイラストを想定)

〔公園等への民間活力導入に向けた方針〕

今後の公園等への民間活力導入に向けた具体的な取組は、以下の方針に基づき進めていくこととします。

- ◎公園利用者に質の高い広場空間を提供するために、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出する。
- ◎公園の魅力を高めることで個性と活力のあるまちづくりを実現する。
- ◎民間のノウハウを活かすことで更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指す。

○取組の方向性

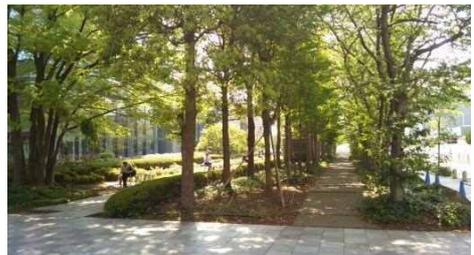
- ・更なる民間活力の導入を進め、改正都市公園法の規制緩和となる手法（公募設置管理制度）により、民間企業による公共還元型の便益施設（カフェ、レストラン等）を設置することで公園の賑わい創出や魅力向上を促進するとともに、オープンスペースを活性化させる多様な取組や、効率的・効果的な維持管理につながる資産の有効活用を推進します。
- ・民間活力の導入による多機能性ある公園整備・管理運営の実現により、大規模公園等を地域特性に応じた新たな価値や、地域活性化に寄与する利益を創り出す拠点（プロフィットセンター）へと転換し、公園の管理に携わる市民、行政のみならず、地域社会やスポーツ産業等、まちの発展に関わる主体と協働して持続可能なエリアマネジメントを推進します。
- ・多様な主体が公園を活用し、公園が有する防災、レクリエーション、環境保全等の機能と魅力高めながら賑わいを創出していくため、公園の活用や管理運営を行う市民に身近なプラットフォームの形成を促進します。
- ・都市拠点において、公園・河川などの緑の公共空間と民有の広場空間の回遊性の確保などを進めることにより、空間の価値を高め、多くの人が集う活力のある都市を形成します。



生田緑地マネジメント会議の活動



生田緑地における民間企業との連携（川崎国際生田緑地ゴルフ場レストラン）



民有地・公有地の緑の一体的整備（小杉地区）

- ＜実施施策＞
- 33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進
 - 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用
 - 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上

首都圏における貴重な自然環境である多摩丘陵や多摩川について、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を推進します。また、市民、活動団体、教育機関、NPO、民間企業等との連携を促進し、広大な自然環境を活かした取組を行うことにより、地域の歴史や文化、固有の生き物が生息・生育する多様な緑などの地域資源の魅力を高めます。

○プロジェクトの必要性

多摩丘陵に広がる樹林地と広大な水面を湛える多摩川は、都市環境の改善や景観形成の面において重要な役割を果たすだけでなく、古くから地域に愛され、地域の風土を育んできた歴史を有しています。これらは、川崎市の骨格となる貴重な自然環境であるだけでなく、多摩・三浦丘陵、多摩川流域といった広域的な観点からも重要な自然環境です。また、これらの自然環境は、地域の歴史的・文化資源と一体となり、ふるさとの風景や伝統文化を伝える存在としても重要な役割を果たしており、地域資源として保全し、その魅力を多くの市民に伝えていくことが大切です。そして、その広大な自然環境は、地域や都市の魅力を高めることのできる大きなポテンシャルを秘めており、これらの資源を有効活用していくことで、存在する自然そのものに付加価値を持たせていくことが重要です。

本プロジェクトでは、川崎市に広がる自然的環境資源について、広域的な視点を持ちながらその重要性を多様な主体と共有していくとともに、保全に配慮しながら資源の活用を進めていくことにより、地域や都市の魅力を高め、さらに市民の地域愛の醸成を目指します。



多摩丘陵の里山における自然体験



農産物の活用



複数団体の共催で行われた
植樹祭&収穫祭（麻生区市民健康の森）



渡しの復活事業

○取組の方向性

- ・樹林地が残る地域においては、その保全活動をはじめ、民間活力の導入を検討しながら保全された樹林地を活用し、子どもがのびのびと自然にふれあい、成長できる空間づくりを推進します。
- ・首都圏において貴重な自然環境を有している多摩丘陵については、これを構成する市内の多様な緑の保全、創出、育成並びにその活用を図るとともに、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を進めます。
- ・民間活力の導入による多摩川の水辺空間の有効活用を図るとともに、市街地での再開発等と連携した集客の仕組み作りなど、多摩川における新たな賑わい作りについて検討を進めます。
- ・多摩川に関連する、沿川地域・活動団体・民間企業・教育機関・流域自治体・国等との連携により、上流から河口に至るさまざまな多摩川の魅力の発掘や創出を図り、それらを流域間で共有・相互に利活用できる広域的なエリアマネジメントを推進します。
- ・川崎市の風土や歴史を知り、地域愛の醸成へとつなげていくため、自然環境や歴史文化的資源を身近に感じられる取組を推進します。

<実施施策> 36 緑と一体となった地域資源の保全・活用
37 地域連携による里地・里山の保全と利活用
38 多摩川の利活用による地域活性化

臨海部全体の動向を見据え、民間企業や教育・研究機関などと連携しながら、緑を実感できる「見える緑」の効果的な創出や、内陸部のヒートアイランド現象緩和に寄与する風の道の形成を進めるとともに、臨海部ならではの環境を活かし、安らぎやにぎわい創出に寄与する空間整備を推進することで、緑ある都市環境の形成を進めます。

○プロジェクトの必要性

臨海部は多くの事業所が集積するエリアであり、京浜工業地帯の中枢を担う地域として日本経済の成長を牽引してきました。それに伴い、地域環境に負荷を課し、その改善を行ってきた歴史もあります。その一環として市民、事業所や行政等がさまざまな環境対策を進め、積極的に緑の創出・育成に努めてきました。加えて、ヒートアイランド現象が深刻な市街地に海風を導く重要な位置にあり、気候変動への適応策の一つとして風の道の形成が重要となっています。

また、臨海部は、これからの日本の成長を牽引する「産業と環境が高度に調和する地域」として持続的に発展していくことが求められており、重要な視点の一つとして、就業環境の向上を図る良好な緑、親水空間等を整備するとともに、これまで事業所ごとに整備してきた緑地について、市民が親しみ、憩い、交流できる共通緑地などの形も含めて創出していくことが必要です。

本プロジェクトでは、市民や事業所等との連携を推進しながら、臨海部の環境の質を高める視点から「臨海のもり」づくりの推進を図ります。「臨海のもり」は、事業所の緑化地や、港湾緑地・都市公園などの公共緑地を風の道となる街路樹等の緑でつなぎ、運河や多摩川の水辺環境を含めて、臨海部全体を緑豊かな「もり」と想定して表現したものです。「臨海のもり」づくりを推進することで、緑の質の向上とそれによる風の道の形成、臨海部全体の発展と楽しさや魅力を感じられる環境形成を目指します。

○取組の方向性

- ・臨海部の土地利用再編の動向を長期的な視点で捉え、事業所、国と連携して、道路、水際線や、建物の上部空間への緑の創出など、空間活用により「見える緑」の確保を推進します。
「見える緑」と公園、街路樹等によって緑のネットワーク形成を図ることにより、都市環境や景観の改善、生物多様性の保全、災害に強いまちづくりなどを推進します。
- ・これまで事業所ごとに整備してきた緑地（事業所緑化等）について、市民が親しみ、憩い、交流でき、かつ市民と企業が協働で管理できる共通緑地などの形も含めて緑を創出する仕組みを検討します。
- ・キングスカイフロントをはじめとする臨海部の拠点地区及びその周辺における公共空間の緑化については、多様な手法を検討し、整備を推進します。
- ・臨海部の魅力的なロケーションを活用した市民交流の場や、海や川、運河などの自然との触れ合いの場のほか、海風を感じ安らげる緑地空間を形成するとともに、広大な空間を利用したにぎわいの創出、さらには緑を含めた臨海部全体の魅力の発信を進めます。

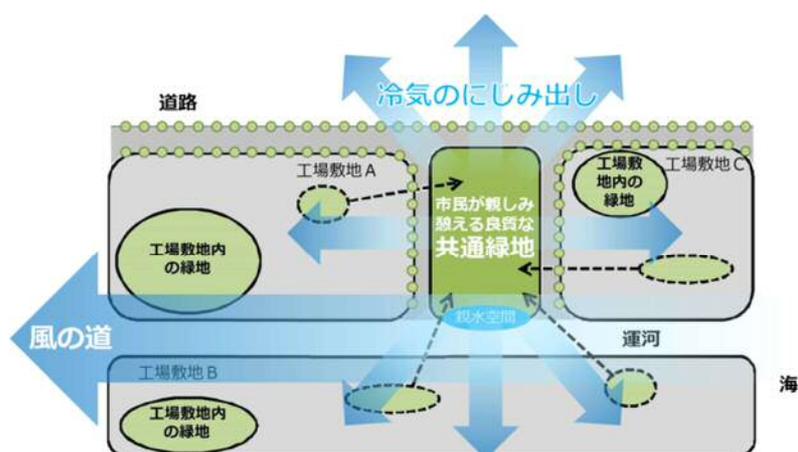


図 都市環境の改善に資する緑地、風の道等のイメージ



臨海部の事業所緑化



東扇島東公園

＜実施施策＞ 39 多様な主体との連携による風の道の形成
40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

(2) 実施施策

○実施施策1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進

■さまざまな主体の参加促進

緑を実感できる質の高い居住環境を形成していくためには、地域を構成するさまざまな主体の持続的な参加と連携が大切です。こうしたことから、気軽に参加できる取組や、他分野と連携した取組など緑に触れてもらうきっかけ作りを、わかりやすい情報発信とともに行うことにより、協働の裾野を広げる取組を進めます。



花と緑の市民フェア



ふれあい公園



地域住民向けイベント

図 活動参加のきっかけとなるイベント・取組

■さまざまなボランティア活動の設立・継続の促進

緑に関するボランティアについては、公園等の管理を支える公園緑地愛護会や管理運営協議会、街路樹の管理を支える街路樹等愛護会、緑の保全や緑化の推進を支える緑の活動団体、河川の維持管理を支える河川愛護ボランティアなど、さまざまな地域活動団体が結成されています。

今後も、多様な主体によるボランティアの輪を広げ、これらの活動団体の設立を促進するとともに、持続的な地域活動を行うための支援を図ります。

表 設立を促進すべき活動団体とその支援内容

項目	内容
公園緑地愛護会及び管理運営協議会の設立促進	「地域の課題は地域で」の考え方を基本とし、公園の維持管理を行う公園緑地愛護会や公園の維持管理及び利用調整を行う管理運営協議会について、今後も、町内会・自治会等への働きかけや若い世代の参画促進により設立を促進するとともに、幅広い世代の公園適正利用に向けた取組を進めるため、持続的な地域活動を行うための支援の充実等を図ります。
街路樹等愛護会の充実	街路樹及びグリーンベルトの育成、その周辺の除草・清掃等の活動を行う団体である街路樹等愛護会については、今後もその設立を促進するとともに、ボランティアニーズに応じた活動内容や支援のあり方について検討を行います。
緑の活動団体の登録推進と支援	緑の活動団体は、公開性の高い場所での緑化活動や緑地の保全活動に取り組んでいる団体に対して助成金交付等、さまざまな活動支援のための登録制度です。今後も緑のボランティアの輪を広げていくために登録団体の拡大や活動に対する支援を図ります。
河川愛護ボランティア制度の活用	河川愛護ボランティア制度は、市民と行政の協働により、河川や水路の環境を良好に保ち、快適な水辺にふれあい、親しむことができるよう、市民による自主的、日常的な清掃活動等を支援する制度です。今後もこの制度を活用し、河川や水路の愛護活動はもちろんのこと、水辺施設を活用した自主的なイベントや学習活動などの実施を促進します。



管理運営協議会



緑の活動団体



街路樹等愛護会



河川愛護ボランティア

図 活動団体

○実施施策2 民間企業・教育機関等の参画促進

■民間企業や教育機関との協働による緑の保全・活用の取組の促進

良好な里山環境の保全を目指すため、民間企業・教育機関等の協力を得て、里山の将来像や保全のあり方についてワークショップを行いながら、実践的な里山の保全活動を行う「かわさき里山コラボ」を進めています。今後も民間企業・教育機関等との協働により、里山の保全や活用に向けた取組を推進します。

また、教育機関による樹林地等をフィールドとした調査・研究や、民間企業の緑資源を活かす技術力と連携し、新たな樹林地等の管理手法や緑資源の活用手法の構築に向けた検討を進めます。

■民間企業発信による緑化の取組の促進

地域環境の向上には、民間企業における緑の創出等、民間企業の地域社会への参画等が大きな役割を果たします。

こうしたことから、民間企業の地域環境の向上に向けた活動や環境負荷軽減に向けた取組を促進するため、事業所緑化協定の締結やみどりの事業所推進協議会への加盟促進など、さまざまな機会を通じて協働、連携を進めます。



栗木山王山特別緑地保全地区の
かわさき里山コラボの活動



大学連携による
緑地管理手法の研究

○実施施策3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発

■市民、民間企業等との協働による植樹運動の推進

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上などに向けて、市政100周年を迎える平成36（2024）年までに、市民、民間企業、NPO、教育・研究機関、行政の協働による150万本植樹運動を推進しています。

今後も、この運動を更に拡大させながら、市民一人ひとりの緑化意識を高め、150万市民による緑化推進を図ります。

○実施施策4 緑の人材育成と活用

■緑の人材バンクの充実と活用

花と緑のまちづくり講座等の各講座修了者などの技術・知識を有する人材を人材バンクに登録し、各種講座におけるファシリテーターや実作業支援要員等として派遣することで、育成した人材の活用を推進するとともに、人材の更なるスキルアップを図っています。

今後も、人材バンクへの登録者を増やすことでバンク機能を充実させ、さらに、地域課題の解決の糸口として、人材バンク登録者の活用を促すようなマッチング手法の強化に努めます。

さらに、高度な技術・知識は有していないが、場所に縛られず活動したいといったボランティアニーズを満たすため、活動意欲を持つ人材を登録し、各公園への日常活動に参加してもらうバンク機能についても検討を進めます。

■ボランティアの育成推進

ボランティア活動に必要な知識や技能を習得できる各種講座を実施し、さまざまなフィールドで活躍できるボランティアの育成を図ります。

表 ボランティアの取組

項目	内容
里山ボランティア	里山の自然環境や管理手法などの講義や下草刈り、萌芽更新、堆肥作りなどのフィールド学習を通じ、保全緑地が里山として持続的に維持されていくための基礎的な保全管理手法を学び、里山ボランティアの育成を図ります。
援農ボランティア	都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少等の労働力の確保・都市住民との交流を推進するため、生産者を援農する人材の育成を図ります。また、講座修了生の技術向上や農業者への周知を図るなどにより、積極的な活用を進めます。
緑化推進リーダー	緑化に関する講義や緑のウォッチング、ワークショップ、花壇作りなどを通して、まちの緑に関する知識、考え方、課題の発見と解決方法、実践活動などを学び、地域の緑化活動の核となり、推進力となる人材の育成を図ります。
地域環境リーダー	環境保全活動に必要な知識や技術を習得するための講義や実技を通して、地域や職場で環境学習や保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を図ります。

○実施施策5 緑の活動に対する支援の充実

■緑のボランティアセンターを通じた支援の充実

緑のボランティア活動をより効果的に支援していくことを目的として、(公財)川崎市公園緑地協会に緑のボランティアセンター機能を備え、緑のボランティア活動に関する助成やアドバイス、情報の提供、活動器具の貸し出しなどを行っています。今後も、さまざまな市民活動のニーズに応えられる機能の充実に努め、緑のボランティアの活動支援を推進します。

○実施施策 6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚

■緑の取組に対する表彰等の実施

緑化ポスター（緑のコンクール）、市主催による環境功労者表彰及びわがまち花と緑のコンクール、国等の主催による緑化コンクール、都市緑化功労者及び団体の表彰への推薦等、市民や民間企業等による緑の活動等を高く評価し、顕彰する機会の充実に努めます。

■民間企業の環境配慮意識の向上

民間企業の環境配慮行動を評価し、民間企業のイメージアップや、地域貢献への発展へとつなげていくため、国連グローバル・コンパクトの推進をはじめ、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）や財団法人都市緑化基金による社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）など関係制度の普及、促進に努めます。

○実施施策 7 環境学習における「緑育」の充実

■自然環境を知る機会の創出

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」や、川崎市の「環境教育・学習基本方針」の趣旨を受け、次世代を担う子供たちに、まず自然環境の尊さ・面白さを知ってもらうことを目的として、市内外の農や緑、水辺環境などを活用した体験活動・学習機会を、市民活動団体や民間企業等との協働により創出します。また、市には森・里・川・海などの多様な環境が存在するため、普段の生活行動圏で触れることのできないこれらの自然環境について、他地域との交流・連携により、知る機会の創出に努めます。



里山での子どものボランティア活動



夏休み多摩川教室

■環境課題解決に向けた取組の推進と理解の促進

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失などの地球レベルの環境問題や、資源循環・水環境といった市を取り巻く環境課題について、子どもたちの環境への意識醸成、問題意識を高めるため、ビオトープや身近な自然のほか、環境に関する学習施設を活用した知識習得を促進するとともに、緑を取り巻く環境問題を幅広く学習できる環境副読本について、その内容の充実を図ります。



学校ビオトープの解説



水とかがやく未来館



王禅寺エコ暮らし環境館

○実施施策 8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進

■効果的な緑の情報発信の推進

緑の普及、啓発を進めるために、市民にわかりやすい内容となるよう、リーフレットやパンフレット等の充実に努めます。

また、SNS、かわさきイベントアプリなど新たな媒体を活用するとともに、さまざまな主体と連携し、市民目線による効果的な方法で情報発信を進めることにより、分かりやすく、手に取りやすい情報の提供、内容の充実を図ります。

表 主なリーフレット・パンフレット

区分	主なリーフレット・パンフレット
事業紹介	・みどりと公園 ー緑政事業概要ー
基礎データ	・川崎の公園 ・川崎市公園・緑地等位置図 ・川崎市緑化指針
公園施設案内	・大規模公園等の各種公園概要
制度紹介	・緑化協議の手引き ・緑地保全に関する制度案内 ・緑化に関する助成制度案内 ・緑の活動への助成制度案内
案内	・遊歩道の案内 ・多摩川の動植物や子ども遊び等の紹介

■「緑豊かな川崎」のイメージPRの充実

四季の彩を織りなす生田緑地、里地・里山の景観を形成している黒川地区の特別緑地保全地区、母なる川である多摩川、臨海部における港湾緑地や運河による港の風景などは、川崎市のイメージアップと観光資源として重要な自然的環境資源です。

こうした緑のストックについては、シティセールスや観光資源の観点はもとより、平成32（2020）年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も踏まえ、国等との連携を視野に入れた魅力ある緑のイベントの実施や参画を進めるなど、「緑豊かな川崎」をPRするための積極的な活用を行います。

■緑の実態調査の実施

緑を取り巻くさまざまな状況を適切に把握し、市民の緑への関心を高めるため、自然的環境資源の分布の経年変化や、動植物、水生生物の生息・生育状況、湧水、河川の水質等の調査を実施します。

○実施施策9 人材の交流、連携の推進

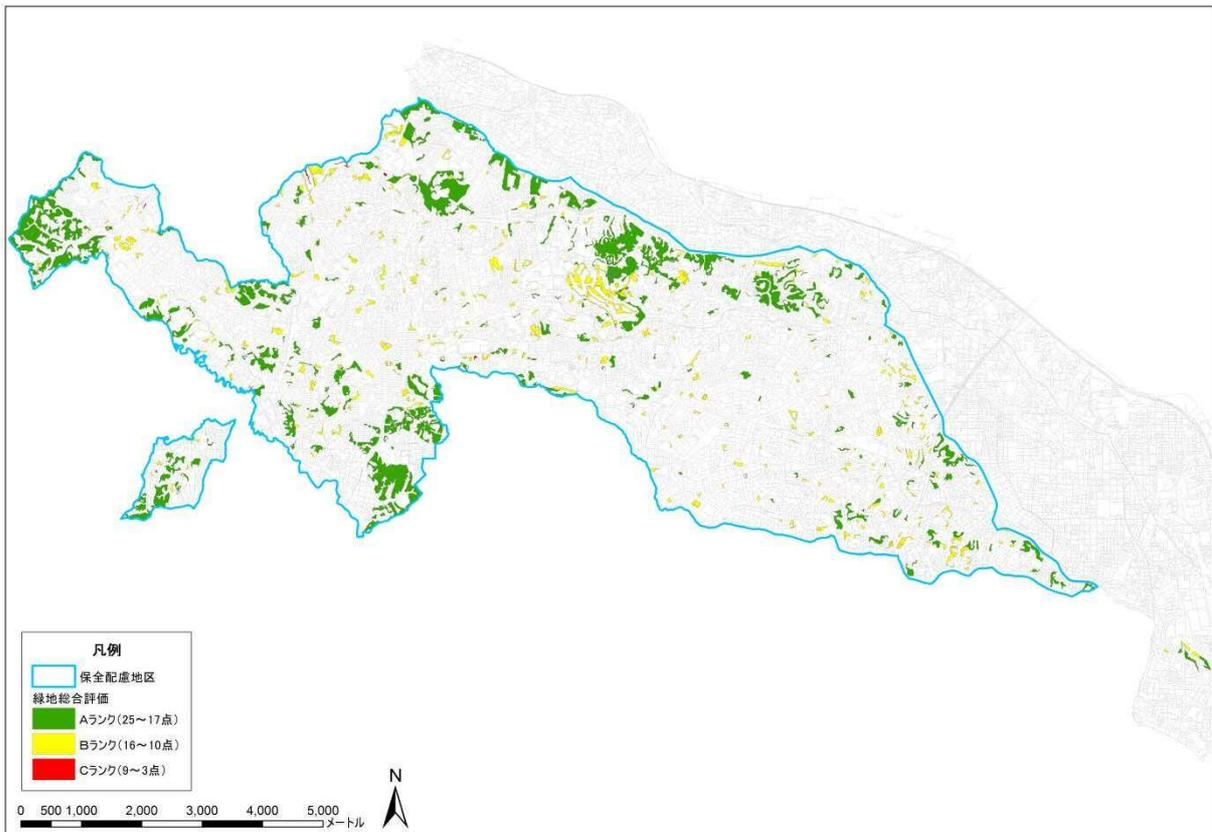
■活動団体の交流促進

緑のボランティアセンターの交流機能を強化し、緑を支える人材同士が互いの活動について情報共有を行う取組を支援します。また、環境パートナーシップかわさきの取組をはじめとした人材交流の場を活用し、活動団体同士が意識を高めあい、活動の発展につながる機会の充実に努めます。

○実施施策 10 多様な機能を発揮する樹林地の保全

樹林地の保全にあたっては、客観的な評価のもとに優先的に保全すべき樹林地を見極める必要があります。そこで、川崎市では 1,000 m²以上の樹林地を対象に、その態様や機能、植生などの項目について調査を行い、「緑地総合評価」により整理・評価したデータを「緑地保全カルテ」に取りまとめています。そして、このカルテをもとに樹林地のランク分けを行い、優先度を判断しながら保全の取組を講じています。

さらに、樹林地の保全を優先的に進める「保全配慮地区」においては、保全を進める上で地権者の理解と協力を得る必要があります。そのためには、土地利用の規制がそれほどかからない保全施策をきっかけに、保全制度の理解が深まった場合には、樹林地を恒久的に保全できる制度へと移行するなど、地権者への理解促進に努めながら、段階に応じたさまざまな施策を推進します。



緑地評価の区分

1,000 m²以上の樹林地を自然的条件（植生・規模・土地利用・動植物情報）、社会的条件（歴史文化・眺望景観・レクリエーション）、計画条件（上位計画・市民要望・市民活動）により3段階の評価を行っています。緑地保全施策は、この3段階の評価により地権者の理解と協力を得ながらさまざまな施策を講じています。

A ランク：優先的に保全を図るべき緑地 B ランク：保全すべき緑地 C ランク 保全対象の緑地

図 緑地総合評価（2014年）による緑地保全状況

■特別緑地保全地区の指定拡大

風致や景観に優れ、動植物の生息・生育地として保全する必要がある樹林地については、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定に向け、地権者への制度の普及・理解促進と良好な協力関係の創出に努めます。加えて、多様な主体との連携により、地権者が特別緑地保全地区を保持し続けられるような手法を検討します。

■緑の保全地域の指定拡大

市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる樹林地や、水辺地と一体になった樹林地等については、緑の条例で定める「緑の保全地域」の指定に向け、地権者への制度の普及・理解促進と良好な協力関係の創出に努めます。

■緑地保全協定の締結拡大

緑地保全協定は、「川崎市緑地保全事業要綱」により、地権者と一定の期間について樹林地保全の協定を締結する制度です。この制度は、樹林地の保全制度を地権者の方々に理解をしていただく第一歩として有効であることから、地権者に対して樹林地の保全意識の向上・普及を進め、樹林地保全を支える基礎的制度として協定締結の拡大に努めます。

■ふれあいの森（市民緑地）の保存契約の推進

樹林地の保全を進めるとともに市民に身近な自然に親しんでもらうことを目的に、「ふれあいの森」の設置や、都市緑地法による「市民緑地制度」の活用を検討を進めます。

■樹林地保全における協働の取組の拡大

民間の地権者が所有する樹林地の保全を進めていくためには、樹林地の存する地域の情報に精通する市民及び活動団体の協力が欠かせないことから、関係者との意見交換等を通じて、樹林地保全に関する市民等の主体的取組の把握に努めたり、地域における土地利用の動向に関する情報提供を受けたりするなど、多様な主体が協働できる保全の取組の拡大を図ります。

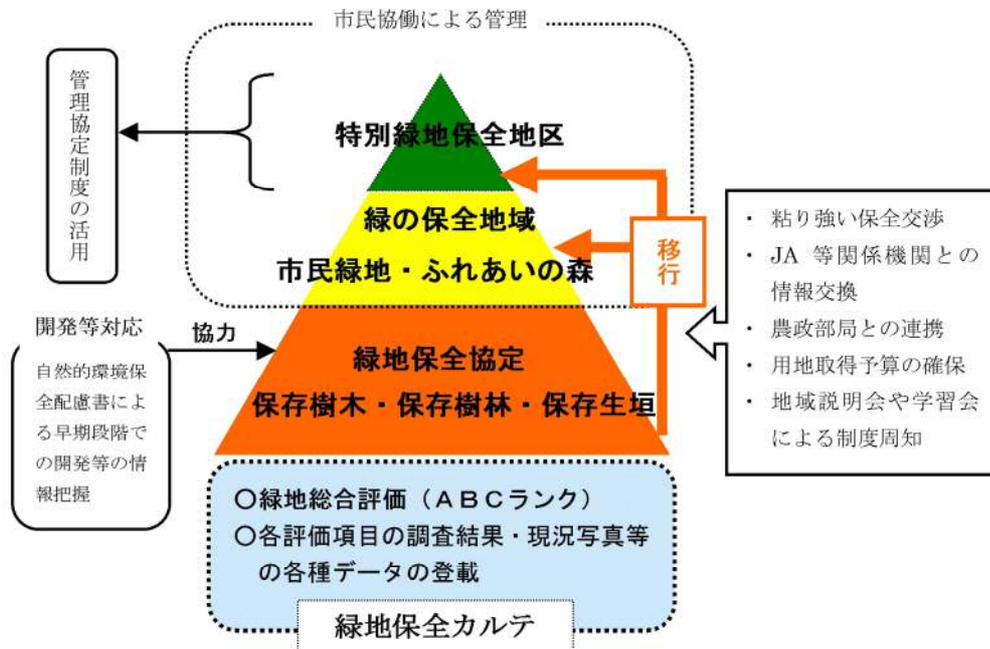


図 川崎方式による樹林地の保全施策の推進

表 川崎市の緑地保全制度

種 類 根拠法令等	対 象	行為の制限等	優遇措置等
特別緑地保全地区 ・都市緑地法第12条 ・都市計画法第8条	風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地などで、緑地総合評価のAランクを基本とし、かつ概ね0.3ha以上の規模のまとまりのある緑地を対象としている。 <u>Aランクについて</u> ・市街化区域の概ね0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、地元要望があり、かつ市民による保全管理が確実に図られる樹林地 ・市街化区域の概ね0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、公園・緑地に隣接し、一体となって0.3ha以上となる樹林地 <u>Bランクについて</u> ・多摩丘陵軸及び多摩川崖線軸内の概ね0.3ha以上の樹林地	あらかじめ市長の許可が必要な行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採	・相続税が8割評価減 ・固定資産税が最高1/2の評価減 ・譲渡所得には2,000万円の控除が適用 ・(固定資産税+都市計画税)×1.5の算出金額を助成 ・神奈川県から自然保護奨励金として助成(面積1.0ha以上)
緑の保全地域 ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第10条	市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる豊かな林相、水辺地等と一体になった緑地などで、緑地総合評価がA・B・Cランクを基本とし、概ね0.1ha以上のまとまりを持った緑地を対象としている。	あらかじめ市長に届出が必要な主な行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取又はたい積その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採又は移植	・(固定資産税+都市計画税)×1.5で算出された金額を助成
緑地保全協定 ・緑地保全事業要綱	良好な自然の存する地域で、緑地総合評価のA・B・Cランクとし、概ね0.1ha以上で固定資産税課税台帳の課税地目が「山林」「原野」「保安林」「池沼」の緑地を対象としている。	現況変更をしようとするときは届出が必要	・(固定資産税+都市計画税)×1.1を助成(助成・協定期間5年)
ふれあいの森(市民緑地) ・ふれあいの森設置事業要綱(都市緑地法第54条の2)	300㎡以上の樹林地について土地所有者の理解と協力を得て借り受け、散策路や休息エリアなどを整備し、レクリエーション活動や自然観察などの場としての活用を促進するもの。	契約期間中の土地利用は不可	・有償借地の場合は、固定資産税課税評価額を基に借地料を算出し、1年ごとに契約 ・無償借地の場合は、契約地の固定資産税及び都市計画税が免除

○実施施策 11 地域に残された身近な緑の継承

■保存樹木・樹林・生垣の指定

高さ 10m 以上、幹周 1.0m 以上または株立ちした樹高が 3m 以上で樹容が優れている樹木は樹木所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹木」として維持及び指定拡大に努めます。また、市街地において貴重な緑である概ね 300 m²以上の社寺林等については、所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹林」として維持及び指定拡大に努めます。さらに、市街地にあつて優れた形状の生垣は、身近なまちの景観を向上させる効果的な自然的環境資源であるため、今後も所有者の理解と協力を得ながら、「保存生垣」の維持及び指定拡大に努めます。

■まちの樹の保全

まちの中で、目印となり、待ち合わせ場所としても市民に親しまれている樹木や名木・古木・伝承のある樹木や景観的に重要な樹木など、まちのシンボルとなっている樹木を「まちの樹」として指定しています。今後も所有者の理解と協力を得ながら、樹木の保全に努めます。

○実施施策 12 開発事業等における樹林地の保全、回復、創出

■自然的環境保全配慮書に関する助言指導の充実

一定規模以上の建築行為及び開発行為が行われる事業予定区域内の自然環境等については、「自然的環境の保全への配慮」制度を設けています。配慮にあたっては、「緑地保全カルテ」と「緑地総合評価」を活用しながら、保全、回復、創出について事業計画に反映されるように、事業者への助言、指導に努めます。

○実施施策 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組

■保全管理計画の作成及び適切な運用

「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」などの制度により保全された樹林地が、良好な里地・里山環境や崖線の緑地として持続的に維持、再生されていくためには、樹林地の将来像を設定し、それに向けた管理を持続的に進める必要があります。こうしたことから、地域住民、民間企業、教育機関等との協働により「保全管理計画」を作成し、保全された樹林地の再生と育成を推進します。また、作成した保全管理計画については、その管理実態に鑑み見直しを行うなど、適切な運用に努めます。

■緑地環境の健全性確保

保全された樹林地において、斜面安定処理や老朽化施設の補修・更新等による樹林地の安全性を確保するとともに、里山風景の維持や生物多様性の確保に向けた樹木等の整理・更新に努めます。

○実施施策 14 緑と調和した都市景観の形成

■緑を活かした良好な街なみづくりの支援

市全域を指定している景観計画区域、広域拠点などを指定する景観計画特定地区及び市民の主体的な景観づくりを進める都市景観形成地区における景観形成にあわせて緑化の誘導を進めます。また、景観計画特定地区の指定拡大や新たな都市景観形成地区の指定を進めるとともに、都市景観形成地区における地域住民との協議会の調整、意識の共有により、良好な街なみづくりの支援を図ります。

■景観資源としての樹木の保存

樹木等を重要な景観資源として捉え、その大切さを積極的に発信することで市民の理解と協力を得ながら、良好な景観の形成を進めます。また、保存樹木の制度等と連携しながら景観重要樹木の指定を検討します。

○実施施策 15 多摩川緑地施設の利便性向上

約 30km に渡って市域に接する多摩川において、その広大で特異的な環境を活かし、スポーツ・レジャー・憩いなどの機能を総合的に満たす環境づくりを推進します。

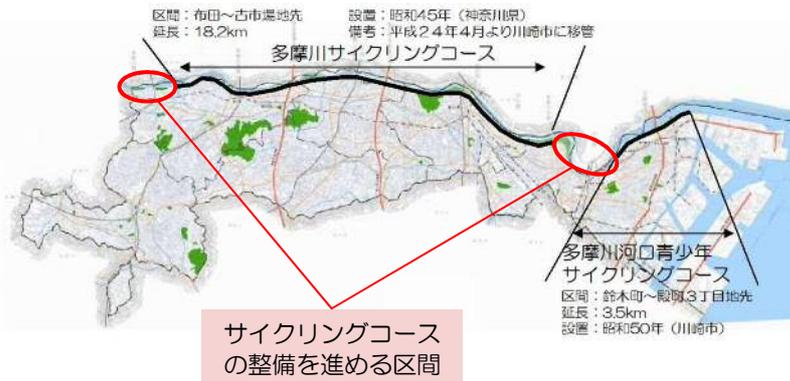


図 サイクリングコースの充実

■多摩川における施設整備の推進

野球場やサッカー場等の運動施設やレクリエーションに関する施設の再配置・再整備等を進め、河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。また、広域的なレクリエーション空間として親しまれるサイクリングコースについては、生田緑地や等々力緑地などの観光資源との回遊性を視野に入れながら、近隣都市とも連携を図り、サイクリングコースの延伸等の取組を推進し、活用を図ります。

■民間活力による多摩川のポテンシャルの活用促進

町会、商店街や民間企業など沿川地域の多様な主体と連携し、多摩川の持つポテンシャルを最大限発揮していくことで、さまざまな面から水と緑を楽しむことのできるレクリエーションの拠点として、付加価値の高い河川空間の創出に努めます。

○実施施策 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

■多摩川緑地の維持管理の充実

多摩川では、河川管理者である国や関係機関と調整しながら、多摩川緑地やサイクリングコース、マラソンコース等の維持管理を行っています。今後は、市民から求められている維持管理水準の向上を図るとともに、多摩川水系河川整備計画に沿い、自然環境と調和させながら、河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。

■都市景観と調和した河原風景の保全

多摩川景観形成ガイドラインや殿町3丁目地区まちづくりガイドラインによる景観の誘導、稲田堤、二ヶ領用水、等々力、大師橋、殿町周辺地区などの桜並木の保全・再生を進め、河原風景の保全を図ります。また、多摩川美化活動を推進します。

○実施施策 17 緑とオープンスペースの防災機能整備推進

緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時の火災延焼防止、避難地・避難路や防災活動拠点として、都市の防災上重要な役割を果たしています。こうしたことから、市民生活の安全を守る上で必要となる、都市公園その他の緑の防災・減災機能の向上を図ります。



■大規模公園における防災機能の強化

大規模公園は、災害発生時に物資供給・救援活動拠点となる場所であり、そのための防災機能を備えている必要があります。そのため、富士見公園、等々力緑地、生田緑地における防災機能、都市災害対策を強化に向けた整備を推進します。

■帰宅困難者対策に資する公園機能の向上

今後予想される震災においては、帰宅困難者対策が喫緊の課題となっていることから、幹線道路に近接する公園については、市民等の避難・帰宅の誘導及び移動の円滑化の推進など、防災に配慮した施設整備を推進します。

■身近な公園における防災機能の検証

身近な公園における発災時に必要となる機能について検証を行い、今後の各公園の整備方針に反映することで、防災機能の向上を図ります。

■防災に資する緑のネットワークの形成

街路樹等植栽について、樹形管理、交通障害対策等の適切な維持管理や、更新時の樹種の変更により植栽の健全性を高めることで、倒伏防止や耐火性の向上といった防災力の確保に努めます。



図 防災に資する緑の配置のイメージ

※出典 防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）（平成27年9月改訂版）
国総研資料 第857号（P67）

○実施施策 18 地域特性に応じた特色のある公園の整備推進

■大規模公園等の整備推進

総合公園・地区公園等の市を代表する公園については、自然環境を活かしながら、レクリエーション機能や文化交流機能などを確保するための整備を推進します。

■霊園の整備推進

市営霊園の安定した墓所供給及び適切な管理運営に努めます。

表 主な公園の整備方針

公園名称	整備方針
富士見公園	○都市計画決定面積 約 17.0ha ○整備方針 民間活力の導入による賑わい空間の創出を目指し、「富士見公園整備基本計画」を策定します。この計画に基づき、スポーツ施設の充実、多目的利用に供する広場や東西プロムナードの整備、公園全体の魅力向上に資する管理運営手法の構築など、さまざまな利用者ニーズを満たす取組を、民間活力の導入も視野に入れながら進めます。
等々力緑地	○都市計画決定面積 約 56.4ha ○整備方針 緑地内の緑と水、安全・安心の場、動線の再整備、緑地へのアクセス改善など、緑地全体の再整備の方向性を示すとともに、陸上競技場や硬式野球場をはじめとした主要施設の整備の方向性と配置、整備手順・スケジュールについてとりまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、整備を推進します。 また、公園全体の魅力向上に資する管理運営方法の構築など、さまざまな利用者ニーズを満たす取組を、民間活力の導入も視野に入れながら進めます。
生田緑地	○都市計画決定面積 約 179.3ha ○整備方針 「生田緑地ビジョン」に基づき、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。 また、向ヶ丘遊園跡地については、小田急電鉄株式会社と連携しながら、跡地の貴重な緑の保全や生田緑地全体の魅力向上に資する賑わいや憩いの空間の創出を進め、必要となる都市計画の変更などについて検討していきます。
菅生緑地	○都市計画決定面積 約 13.4ha ○整備方針 緑地の回遊性確保が期待できる東西地区の結節点部分について、用地の取得に努めます。
稲田公園	○都市計画決定面積 約 4.3ha ○整備方針 多摩川との連携や、民間活力の導入を視野に入れた「稲田公園整備基本計画」を策定します。この計画に基づき、公園施設の有効活用や多摩川との一体的利用といった具体的整備内容の検討を進めます。
緑ヶ丘霊園	○都市計画決定面積 約 59.0ha ○整備方針 市民のニーズを踏まえ、有縁合葬型墓所や多目的利用が可能な施設の整備、そして旧霊堂については、施設の老朽化が進んでいることから、限りある土地を有効活用し、新規にもご遺骨をお預かりできるように収納容量を拡大する再整備を行います。 また、霊園を市民が憩い、自然とふれあえ誰もが訪れたいと思う場所とするために、樹林地の保全散策路整備、案内表示、水飲み場などの便益施設の充実を図ります。

公園名称	整備方針
早野聖地公園	<p>○都市計画決定面積 約 48.6ha</p> <p>○整備方針</p> <p>限られた土地の中で、公平で安定した墓所の供給を続けるために、従来の墓所よりもさらに省スペースな墓所を新たに整備するほか、有縁合葬型墓所について、早野の自然環境に配慮し緑に囲まれた樹林・樹木型の合葬墓の整備を検討します。</p> <p>また、現在の墓苑サービスセンターを再築し、多目的利用が可能な施設を整備します。整備にあたっては管理事務所機能だけでなく、地域やボランティア活動の拠点となるビジターセンターとしての機能も備えた複合施設とします。</p> <p>さらに、園内の7つのため池や自然豊かな樹林、埋蔵文化財の包蔵地等という、早野独自の環境資源を活かした周遊散策路や水辺環境の整備を行うとともに、市民が集い憩える広場を整備します。</p>
夢見ヶ崎公園	<p>○都市計画決定面積 約 9.6ha</p> <p>○整備方針</p> <p>老朽化した飼育展示施設が多くなってきていることから、計画的な修繕や整備に向けた検討及び施設更新に合わせた展示の工夫などについて検討を行います。また、民間活力の導入を視野に入れ、飲食など、各種サービスの機能の充実についても検討を行い、利便性の向上を図ります。</p> <p>さらに、動物公園を支えるサポーター制度の充実や人材育成、多様な主体と連携した取組を進め、動物公園の魅力向上を図ります。</p>

■港湾緑地の整備推進

「川崎港緑化基本計画」に基づき、港ならではの環境を活かした港湾緑地や親水空間の整備を進めます。

■地域特性・個性に応じた公園の整備推進

老朽化の進んだ公園や、あらゆる利用者を想定せずに造られた公園については、地域の特性に合わせて、地域包括ケア・ユニバーサルデザイン・地域の賑わいなどの視点を念頭に置いた、特色を活かした公園の整備を推進します。

■都市計画公園のあり方の検討

都市計画施設として都市計画決定されている一部の公園には、計画区域や地域課題の変化などにより長期間事業が着手されていないものが存在します。また、こうした計画区域内の関係者に対しては、長期にわたり私権の制限を課している状況となっています。こうしたことから、長期未整備公園の対応方針の見直しを含め、都市計画施設としての公園の方向性を検討します。

○実施施策 19 身近な公園の整備推進

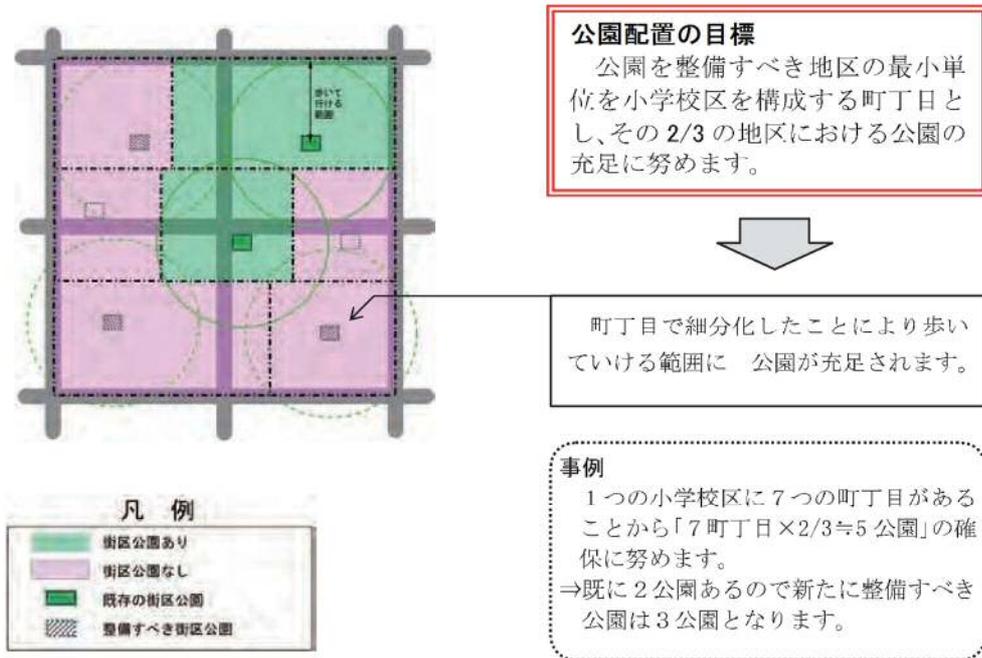


図 街区公園の配置計画の考え方（事例図）

■歩いて行ける身近な公園の整備推進

少子高齢社会に対応するため、子供やお年寄りでも歩いていける範囲に公園が確保されることは、生活空間にゆとりをもたらすだけでなく災害時においても、一時避難地としての機能を期待することができます。こうしたことから、近隣の公園の設置状況を勘案しながら、寄付や公有地の活用、借地公園制度を活用するとともに、都市部におけるオープンスペースの多面的利用や、市民緑地認定制度等の活用を検討し、身近な公園の整備に努めます。

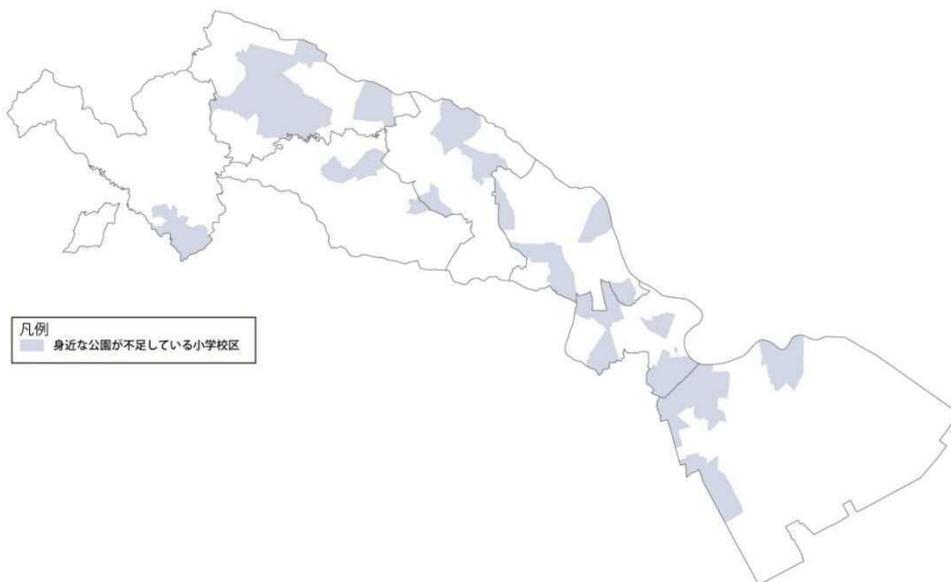


図 身近な公園が不足している小学校区

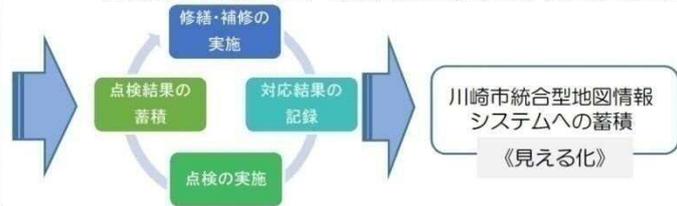
○実施施策 20 安全安心な公園づくりに向けた管理と機能の充実

更新時期を迎える公園施設について、安全確保と機能保全を図るとともに、維持管理費の縮減や平準化を図ります。

取組① 職員点検・定期点検の実施 ・職員、委託業者による点検を行う。

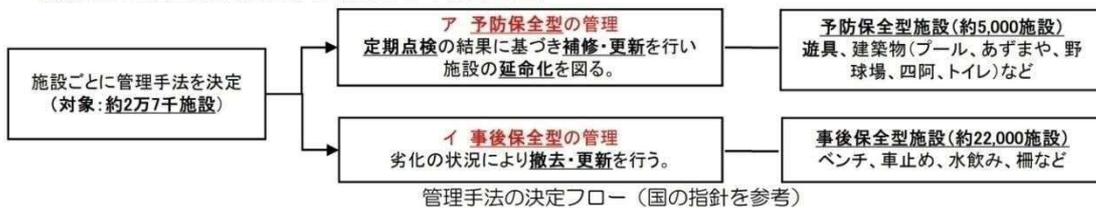
点検	対象施設	頻度	内容と方法	実施者
職員点検	全施設	年2回以上実施	職員が、目視、触診により、施設の以上の有無を確認する。	職員
定期点検	遊具、建築物等	遊具は2年に1回 建築物等は5年に1回	専門家が、打診、計測等により、構造上重要な部位等の劣化を確認する。	委託業者

取組② 点検履歴を蓄積するシステムの構築（H28.4～） ・点検結果等を蓄積し、維持管理の履歴の見える化を行う。

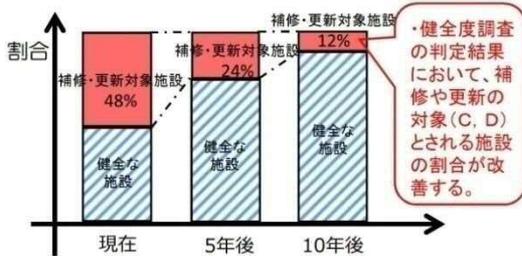


取組③ 効率的・効果的な管理

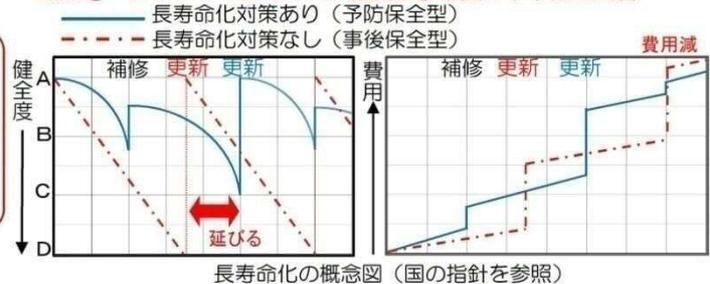
・施設ごとの管理手法により事業費の平準化を図る。



効果① 公園施設の安全・安心の実現



効果② ライフサイクルコスト縮減と事業費の平準化の実現



■公園の維持管理の充実

公園の安全性・利便性の向上を図るため、公園施設や設備の長寿命化に向けた計画的な整備や維持補修、適切な植栽の管理など、維持管理の取組を進めます。

■公園内有料施設の適正管理

公園内の有料施設について、適切な維持管理の推進や、利用者ニーズに合った供用時間等の見直しの検討を進めることにより、公園の魅力の充実を図ります。

■公園の機能回復

公園において見られるホームレスの滞留や、不法占拠物件の存在は、公園管理上、好ましい状況とは言いがたいものです。こうしたことから、ホームレスや不法占拠への対策を図り、今後も引き続き関係する団体、地域住民等との連携により快適な園内環境を目指します。

■市民活動による緑の資源活用

公園において、管理運営協議会等における落ち葉堆肥作りなど、発生した緑を資源に活用する活動を促進します。

○実施施策 21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用

■農地の保全

多様な主体との連携等により、遊休農地の解消・発生防止に係る啓発活動、農地の貸し手・借り手のマッチングなど、農地等の利用の最適化を推進します。

稠密な市街地が形成される本市では、より小規模な農地等においても、災害時の避難場所や、生活の中で身近に緑に触れ合える場等として緑地機能を発揮していることから、生産緑地法に基づき、面積要件に関する条例を別に定めることを含めて検討するとともに、生産緑地の買取り申出が可能となる始期を延期する特定生産緑地制度を活用し、より多くの農地の確保に努めます。

生産緑地法の改正により設置が可能となった直売所等の設置を進めるなど農業経営力の向上を図り、農業継続支援を進めます。

こうした取組を通じ、緑地、環境、防災、教育、文化等の多面的機能を有する都市農地の維持・保全に努めます。

■農地の活用

一時避難場所等として活用できる市民防災農地の登録のほか、体験型農園の普及、ホームページでの情報発信によるグリーン・ツーリズムの推進、大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興等、農に親しみたい市民のニーズに応えた多面的な農地の活用を図ります。

○実施施策 22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

■「農」とふれあう機会の創出

市民農園の管理運営、体験型農園や市民ファーマーミング農園の普及・運営の支援等、農業者との連携による取組をはじめ、学校等との連携による食農教育や、花と緑の市民フェアの開催、地産地消のイベントや料理教室等、市民が「農」とふれあう場作りを推進します。

■「農」の担い手の育成

農に参加し、支えようとする市民を農地の保全にむけた大切なサポーターとして捉え、援農ボランティア等の育成を進めます。従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への移行、生産者や経験の浅い農業者に向けた講習会の実施等を図ります。また、国の方針に基づき、生産性との調和などに留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」の普及推進に努めます。



体験型農園

○実施施策 23 地球環境に配慮した地域ぐるみの緑化活動の推進

■多様な緑化活動の推進

市街地では、地表面のアスファルトによる被覆や、建築物へのコンクリート等の使用により、水分の蒸発が少なく、熱が蓄積されやすいことから、ヒートアイランド現象が発生しやすい環境下にあります。このため、微気象の緩和を進める取組として、土壌や緑化地の確保、緑による人工物の被覆等を行うとともに、区の花・区の木を活用したイベントの実施や緑のカーテンの普及等、街中で実感できる緑の創出に努めます。

また、市街地の約7割を占める私有地は、緑化地を確保するための大きなポテンシャルを有していることから、地域や民間企業等による、地域独自・地域発意で行う緑化活動を促進します。



緑のカーテン講習会（イメージ）



緑のカーテン（中原区役所）

■緑化推進重点地区における持続的な緑化推進

緑化計画が策定されている8箇所の緑化推進重点地区においては、さまざまな主体が協働する持続的な緑の創出に向けた取組を推進します。

また、新たな土地利用の動向や、市民行動圏や住民意識の変化など、緑を取り巻く情勢を考慮しながら、既存の緑化推進重点地区計画の改定（見直し）を行い、屋上緑化、壁面緑化などを活用した目に見える緑を創出します。

■地域緑化推進地区認定の推進

地域緑化推進地区は、「地域の緑化をどう進めていくか、緑化された樹木等をどう管理していくか」など、地区における緑化の内容や緑化した土地の管理内容等の計画を住民自らが定め、その計画案を市長が認定し、その計画に基づいて自主的な緑化活動に取り組んでいく地区です。

地域緑化推進地区の認定は、地域ぐるみの市民緑化活動の原動力であることから、今後もこの制度の普及・推進と、認定に伴う支援の充実を図ります。

■「川崎市緑化指針」による多様な緑化の推進

「川崎市緑化指針」は、住宅・事業所・公共公益施設などの建設に伴う緑の保全・創出・育成にあたり、必要な具体的・技術的なガイドラインとして位置付けられており、今後も引き続き、本指針に基づき多様な手法による緑化を推進します。

○実施施策 24 緑化助成制度の普及と充実

■緑化助成制度の活用による地域ぐるみの緑化運動の促進地

(公財)川崎市公園緑地協会が行う緑化助成制度の普及と適切な運用を進め、地域ぐるみによる屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化などの緑化運動を促進します。また、現行の緑化助成制度を市民ニーズに即しながら再編し、地域緑化の促進に向けた新たな助成制度の構築に取り組みます。

■川崎市緑化基金の効果的な活用

川崎市緑化基金は、民有地の緑化を進めることを目的として、昭和60(1985)年4月に設立されました。基金には、市民、民間企業、団体等の協力により、平成29(2017)年3月末時点で24億8,718万円を積み立てており、市や(公財)川崎市公園緑地協会が行う緑事業の原資として、公共性の高い民有地等の緑の保全、緑化の推進に役立てています。

基金については、これまでの実績を踏まえながら、緑の確保に向けた効果的な事業となるものを厳選し、その活用に努めていきます。

○実施施策 25 生物多様性に配慮した公園の整備

■公園における緑と水の空間の整備

まとまった広さを持つ公園については、良好な都市環境の核として、緑と水の空間を整備し、環境の保全と利用を進めます。その中で、生き物の採餌場、繁殖地等となり得る緑と水を確保・創出するなど、生物多様性に配慮した整備に努めます。

○実施施策 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理

■街路樹整備による緑化推進

都市の中で歩行者やドライバーに通行の誘導や四季の変化と安らぎを与えてくれる街路樹は、うるおいのある景観を創出するとともに、緑と水のネットワークの形成、災害時の延焼遅延効果、地域の個性を活かした親しみの持てる街並み形成や二酸化炭素(CO₂)の吸収による環境負荷軽減などの重要な役割を担っています。また、市民意識調査では、保全を希望する緑の場所として街路樹や並木の緑が最も高い評価を受けています。今後も引き続き、都市計画道路などの整備にあわせながら街路樹、グリーンベルト、グリーンポケットの拡充に努めます。

■街路樹の適正管理

街路樹はまちの顔を印象づけるだけでなく、市民に一番身近な緑のインフラであることから、その効果的な管理や健全性の確保を進めるため、街路樹適正管理計画に基づき、道路上における安全性を保つための適切な剪定・除草等のもとより、街路樹の樹木診断や地域環境に応じた樹木更新を実施します。

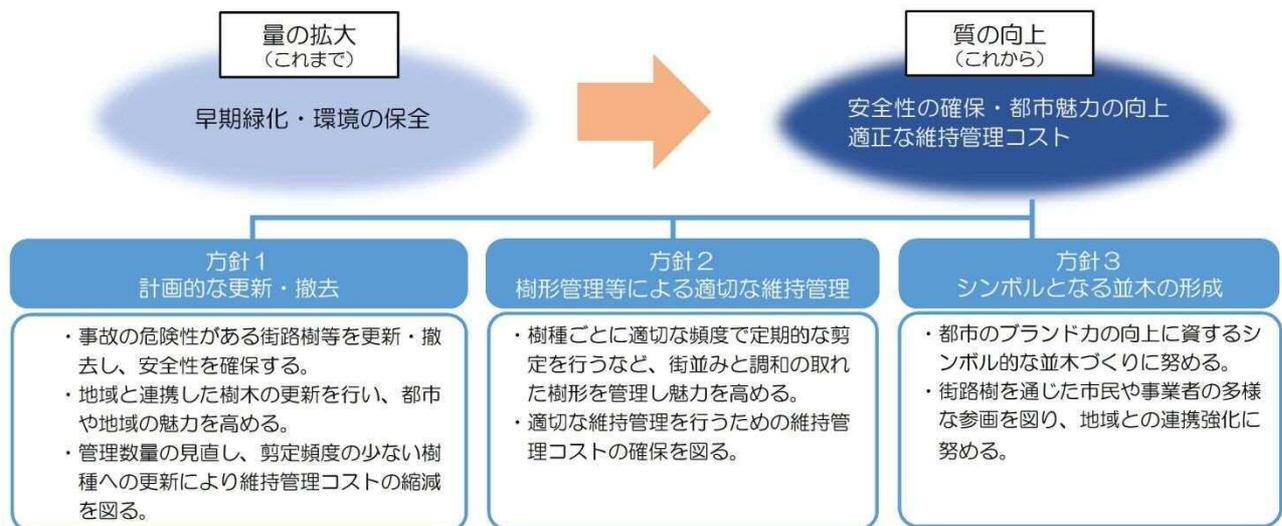


図 街路樹適正管理にむけた基本方針

○実施施策 27 河川等の水辺地の保全

■河川環境の保全・整備

市管理の渋川や平瀬川支川などの河川の改修機会を捉え、地域の実状に即しながら、水を楽しめる親水空間や多様な生態系を育む水辺空間の整備など、その個性を活かした川づくりに努めます。良好な自然環境が残る河川については、その状態を極力維持し、保全への配慮に努めます。また、治水を主とした整備を行う場合も、生態系に配慮した工法の検討を行います。さらに、水辺環境の保全に向け、市民協働による適切な維持管理に努めます。

■水環境の保全

水環境の保全に向け、公共用水域の水質、生き物等に係る調査を実施するとともに、地域から水環境保全活動を高めていくための普及啓発に努めます。また、健全な水循環の確保に努め、市で整備した湧水地について調査や維持管理を行います。

○実施施策 28 公共空間の緑化推進

■庁舎・学校等の公共空間の緑化推進

庁舎をはじめとした公共施設は、市民が日常的に接する施設であるとともに、まちなみ形成や市民交流の拠点として重要な役割を果たしています。こうした市民に最も身近な公共施設の緑化を推進することは、訪れる市民の心を和ませるとともに、緑のネットワークの拠点となるための大切な取組です。今後も行政自らが地域の緑化の先導役として、庁舎建替えに伴う緑化の推進や学校への緑のカーテンの設置など、機会あるごとに緑を増やす取組を進めます。また、公的住宅の建設や建替え時期にあわせ、敷地内緑化の充実に努めます。

■公益的施設の緑化推進

ショッピングモールや駅などの公益的施設は多くの市民が集まる場所であり、公共施設と同様、まちなみ形成や市民交流の核として重要な役割を果たしています。こうしたことから、今後も、商店街や鉄道事業者など、地域の民間企業への緑化制度の普及、啓発を図りながら地域緑化の促進に努めます。

○実施施策 29 事業所による緑化の促進

■事業所による緑化の推進

事業所が集積する川崎市にとって、事業所敷地に創出された緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。川崎市は、面積に関わらず事業所との緑化協定の締結を進めており、今後も緑化協定の締結拡大に努めます。また、事業所緑化を促進させることを目的に「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置し、会員事業所には、緑化を推進するための支援として、情報交換や施設見学会、講演会を開催するなどのさまざまな取組を行っています。今後も、「川崎市みどりの事業所協議会」の加盟拡大に努めます。

■川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく緑化の誘導

工場立地法に定める一定規模以上の工場（特定工場）については、生産施設の新設、増設、建て替え時等に緑地を整備する必要があるため、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の適切な運用により、設備更新と段階的な工場緑化を誘導するとともに、工場と周辺地域の生活環境に応じた緑地の効果的な配置の誘導に努めます。

○実施施策 30 地域コミュニティ形成の推進

■身近な公園を拠点とした地域コミュニティ形成の推進

公園緑地愛護会、管理運営協議会等の設立支援や活動支援のほか、身近な公園を活用した人と人とがふれあう活動を通じて、公園が地域包括ケアにおける重要な役割を担い、地域コミュニティ形成の拠点となるよう努めます。

■身近な公園の利活用促進

地域の公園を有効に利活用するために、公園を取り巻くさまざまな主体による連携や合意形成に向けた公園利用ルール作りを推進します。また若い世代の参画促進や幅広い世代に公園を利活用してもらうよう、イベント開催等を通じて身近な公園の活性化に努めます。

○実施施策 31 緑を通じた防災力の向上

■地域協働による防災空地の確保

地域主体の自律組織や既存組織を活用して地域防災力向上の取組を推進するとともに、老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組む中で、地震発生時等の火災による延焼被害の低減に資する緑化やオープンスペースの確保を図ります。



図 防災空地の仕組み

出典 密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区における支援制度のご案内
(川崎市まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課)

■公園における防災活動の促進

身近な公園において地域の意向を反映した防災施設の設置や、自主防災組織等が行う既設防災施設を活用した防災訓練などの支援を通じ、防災意識を高めるための活動を促進します。



公園における防災訓練

○実施施策 32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進

■子育て環境づくりとしての公園の活用

少子化が進行する一方で、地域によっては依然として就学前児童数が増加しているため、公園の整備・活用により、地域の実態に応じて安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、公園での環境学習や体験活動等により、環境にふれてもらう機会の創出を図ります。

■身近な公園を拠点とした健康増進活動の推進

超高齢社会を迎える中での取組として、公園体操やスポーツ、ウォーキング等のための公園等の整備や普及啓発を推進し、身近な公園が健康作りの拠点となるよう努めます。

○実施施策 33 大規模公園等における緑を核としたまちづくりの推進

■多様な主体と連携したまちづくりの推進

大規模公園等は指定管理者制度を含めた民間活力導入の推進を図るとともに、生田緑地、御幸公園、夢見ヶ崎動物公園等で行われている地域と連携した活性化の取組を幅広く推進し、多様な主体と連携しながら、まちの賑わい創出や都市の魅力・活力の向上に努めます。

■グリーンコミュニティの仕組みの構築

グリーンコミュニティとは、地域・まちづくりのために緑を守り、育て、活用しようとする、市民、地域の活動団体、NPO、農業関係者、学校、民間企業、専門家、行政等の連携によるプラットフォームの概念です。

先進的な取組を進める生田緑地マネジメント会議の活動を推進するとともに、夢見ヶ崎動物公園で進めるサポーター制度の取組をはじめとした、グリーンコミュニティの形成を促進するための仕組みの構築に取り組みます。

○実施施策 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用

■地区計画等による緑化推進

地区計画は、都市計画法に基づく制度で、地域住民の合意の上で進められる土地利用や地域緑化のルール作り等を推進する制度です。今後も引き続き、土地利用の再編や大規模開発などの機会に合わせながら、緑豊かなまちづくりを推進する手法として、活用に努めます。

■公開空地の誘導

公開空地は、建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率の許可や高度地区により制限されている高さ制限の許可により、建築物の高度利用に際し、建築敷地の一部にオープンスペースを確保し、地域に開放するものです。稠密な土地利用がなされている市街地における環境の改善に寄与する空間を確保していく有効な手法でもあることから、建築計画に公

開空地の確保がなされる場合は、地域の緑化推進に資するものとなるよう民間企業に要請を行い、緑豊かなまちづくりを推進する手法として、活用に努めます。

○実施施策 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上

■公園への民間活力の導入

民間企業による公共還元型の収益施設の設置管理制度が創設されたことを踏まえて、P-PFI 方式による施設整備やネーミングライツの導入に加え、公園への民間企業の出店や民間資金の活用等、民間活力を導入した公園の整備・管理運営の手法について検討を進め、公園の新たな魅力の創出を図ります。

○実施施策 36 緑と一体となった地域資源の保全・活用

■地域の歴史資源の保全活用

貴重な歴史文化遺産であり国史跡指定を受けた橘樹官衙遺跡群や、国登録有形文化財である二ヶ領用水久地円筒分水など、緑とともに存在する地域の歴史資源の魅力向上や、歴史資源を活用したイベントの実施等を推進します。

■自然環境を活用したウォーキングルートの設定

ふるさと川崎の意識を高め、美しい川崎市の風景や景観をアピールするには、みどり軸、みどり拠点、河川、歴史的資源などが『緑と水のネットワーク』として形成されることが大切です。そのためこれらの自然的環境資源を活かし、楽しみ、川崎を知ることのできるウォーキングルートの設定を、市民との協働により推進します。

○実施施策 37 地域連携による里地・里山の保全と利活用

■広域・近隣自治体との連携

多摩・三浦丘陵の緑は、八王子市から三浦半島に至る首都圏の貴重な自然的環境資源です。この大切な財産を次世代に継承していくためには、川崎市だけではなく、周辺自治体との連携による緑地の保全や活用に関する共有意識の醸成が大切です。こうしたことから、平成18（2006）年度に発足した多摩・三浦丘陵に関係する自治体が参加する広域的な会議を通して、今後も自治体間の連携を進めるとともに市民、民間企業、NPO、大学等の研究・教育機関などさまざまな主体との「輪の広がり」を期待します。

■多様な主体の連携による里地・里山の保全活用

市民、民間企業、教育機関などと協働して、農と自然を活かした地域づくりの拡大や、地域との交流等を推進することにより、里地里山の保全と活用による価値向上と活性化を図ります。また、多様な主体が関わる生田緑地においては、自然の保全・利用方針、及び植生管

理計画に基づき、緑地の保全を前提としながら利用との調整を図り、両者が好循環するしくみをつくり、魅力を高めます。

○実施施策 38 多摩川の利活用による地域活性化

■流域自治体との協働、連携による沿川地域の活性化

流域自治体との協働や連携により、広域的な視点から多摩川の資源を活用することにより、多摩川沿川地域の活性化を図るとともに、多摩川の魅力を全国に発信します。

■沿川地域のまちづくりの推進

沿川町会や商店街と連携して、民間活力を導入した付加価値の高いより開かれた利活用を通じて、沿川地域のまちづくりを推進します。また、多摩川を都市空間における貴重な資源と捉え、市街地での土地利用の動向と連携した多摩川とのアクセス性向上の検討、周辺のまちづくりと一体となった集客の仕組み作りなどを進めます。

○実施施策 39 多様な主体との連携による風の道の形成

■空間活用による実感できる緑の創出

臨海部における緑について、市民や就労者が憩え、実感できる「見える緑」となるよう、質の高い緑の創出に向けた最適な仕組みの検討を進めるとともに、臨海部の土地利用の再編を捉えたまとまりのある緑化地の創出、建物の上部空間等を活用した緑化地の創出や、街路樹の整備を行うほか、事業所と連携しながら緑化を推進します。また、港湾緑地の拡大、都市公園の再編等を進め、多様な緑でネットワーク化することで、水辺環境も含めた「臨海のもり」の創出を図り、都市環境の改善に資する風の道形成を図ります。

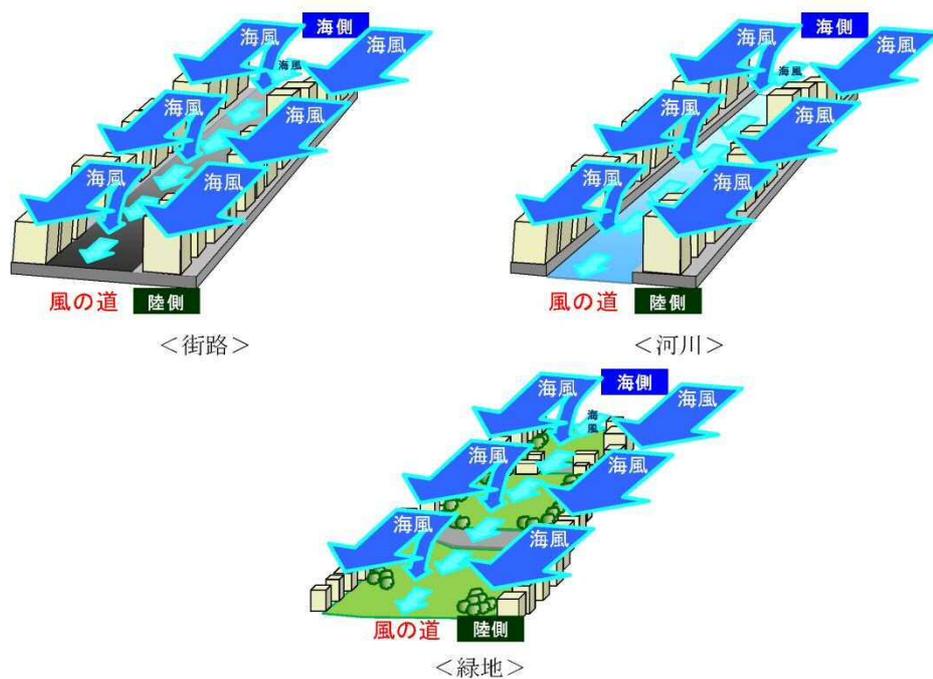


図 風の道のイメージ

出典 ヒートアイランド対策に資する「風の道」を活用した都市づくりガイドライン（平成 25 年 4 月）
国総研資料 第 730 号（P24）

○実施施策 40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

■自然・景観・オープンスペースを活用したレジャー機能の発揮

臨海部ならではの魅力をさらに増進し、多くの利用者を誘致できる空間としていくため、運河や海、質の高い緑などの自然環境の実感や、新たな観光資源となっている工場夜景の眺望を可能とする港湾緑地等の整備を推進します。さらに、港湾緑地における川崎みなとまつり等の各種イベントを通じて、交流やレクリエーションの場としての振興を図るとともに、各種メディアを活用した臨海部全体の魅力の情報発信を進めます。

(3) プロジェクトを推進する仕組み

①グリーンコミュニティの形成

本計画の新たな視点であるグリーンコミュニティが全市的に広がるためには、地域の主体が連携し、先進的な活動団体の取組を参考にしながら、蓄積された緑のストックを活用できる環境が必要です。そして、地域の特性に応じて、組織される団体や取組課題が多様化していく中、グリーンコミュニティが持続的な活動を可能とするためには、支援の手法を持ち得るさまざまな主体から、地域ごとに異なる課題に対する支援、活動のための人材育成・資金確保、明確なメッセージと活動が見える“場”の創出などの支援が必要です。

このため、グリーンコミュニティの形成を促進するための環境整備の手法について、以下の取組を一例として検討する必要があります。

○地域ごとに異なる課題への支援・人材育成・メッセージの見える化

- ・団体同士の交流促進
- ・緑の利活用の事例共有
- ・公園におけるルール作り 等

○活動が見える“場”の創出

- ・公園の施設整備
- ・活動の認知度を高めるツール構築 等

○持続可能な活動のための資金確保

- ・民間企業の意向調査
- ・資金調達の事例研究 等

なお、多様なグリーンコミュニティが行う地域の特色を活かした活動として、次のような例が考えられます。

- ・身近な公園：公園利用のルール作りにより、プレーパークの運営や健康増進に配慮した取組を行うなど、地域主体による公園の利活用を促進
- ・大規模公園・拠点：市民団体や民間企業など公園の管理運営を行うマネジメント組織を立ち上げ、大規模公園等を拠点としたまちの活性化を展開
- ・多摩川：沿川町会や商店街との連携を強化し、沿川地域のまちづくりを推進
- ・里地里山：樹林地等の散策や自然体験等のレクリエーションなどにより、里地里山の保全と活用を促進
- ・臨海部：幹線道路や水際線に立地する事業所や各種団体が連携し、共通緑地を創出
- ・市全域：先進的技術支援、国際交流、情報発信、研修などの人材育成・交流支援

グリーンコミュニティが構築され、各地域に緑を通じた活動・交流が浸透していくことにより、樹林地等の保管理活動、公園の管理運営活動をはじめ、地域の資源として公園の魅力を高め、まちづくりに活かしていく活動がさらに活発化し、緑のパートナーづくり、緑の空間づくりがさらに促進されることが期待されます。

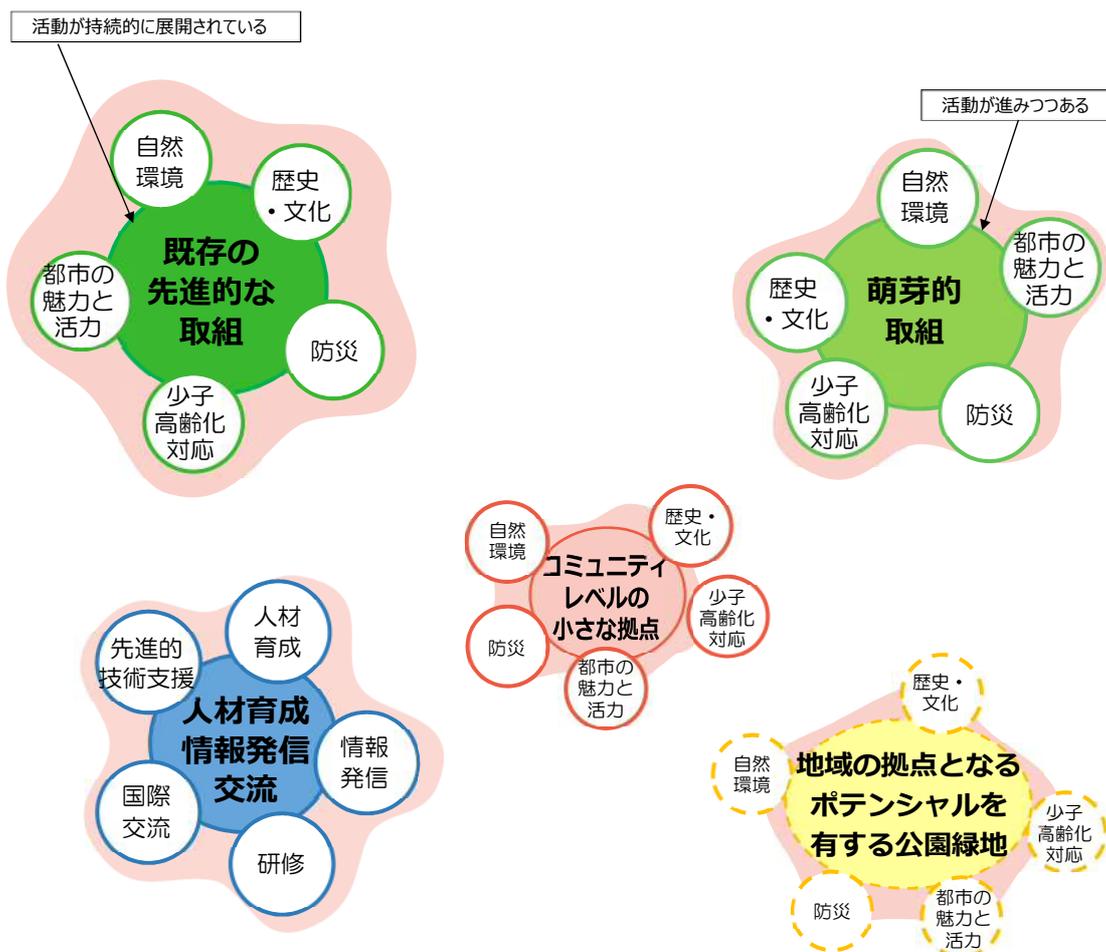


図 さまざまなグリーンコミュニティが広がるイメージ

②リーディング事業

施策の実現をより実効性あるものにするために、施策全体の牽引役となり、相乗効果を発揮する取組をリーディング事業とし、総合的な施策展開の観点から、協働の視点、緑の保全・創出・育成の視点、緑のマネジメントにより緑の効用や魅力を増進させる視点に沿った次の7つのテーマを設定し、このテーマのそれぞれにリーディング事業を位置付けます。

リーディング事業を位置付ける7つのテーマ

- 緑に関わる幅広いパートナーの創出
- 樹林地の保全と活用
- 多摩川緑地の整備と活用
- 臨海部におけるまとまりのある緑の創出
- 多様な機能を備えた特色のある公園づくり
- 地域緑化の促進による緑のまちづくり
- 緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出

リーディング事業については、これまでの取組を継承・発展させていくこと、及び新たな視点であるグリーンコミュニティの形成を考慮し、市民、民間企業をはじめとする多様なステークホルダーとの協働・連携により、緑の保全・創出・育成・活用の成果が見えやすい取組を位置付けます。

なお、効果的に施策を推進していくために、テーマに沿ったリーディング事業の位置付けは緑の実施計画において行うこととします。また、緑の実施計画の更新を行う際には、過年度の検証、評価を行った上で、リーディング事業及びリーディング事業を位置付けるテーマの見直しを、必要に応じて行うこととします。

9 緑の目標

本計画では、川崎市を特徴づける重要な自然的環境資源に着目し、そのつながりを確保することを基本としながら、その周辺地域においてさまざまな主体との協働により緑の保全、創出、育成、活用に関する施策を進める将来像を設定しています。

この将来像を実現していくために、5つの基本方針、3つの基本施策、14のプロジェクトを掲げ、さまざまな主体との協働と連携を基本とした取組を推進し、緑の市民文化の醸成を目指していくこととしています。

そのため、本計画においては、緑の空間の量的な維持を図るために、これまでの緑の現況、実績及び課題を踏まえた施策の目標値を設定します。

また、3つの基本施策の実行を通じて、緑ある暮らしを創造し、緑の市民文化の醸成へとつなげていくことを目指し、緑の確保により市民が緑ある暮らしを実感していることを示す指標を設定します。

なお、指標については、緑の実施計画期間（3ヵ年または4ヵ年）ごとに評価し、その結果をもとに施策等の見直しを検討します。

(1) 施策展開を行う緑の総量の目標

緑の量的な確保における目標については、平成39（2027）年度末で市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指すことを基本とします。

保全、育成、創出、活用する緑の要素		内容	現況の 施策面積 平成28年度 (2016年度)	目標とする 施策面積 平成39年度 (2027年度)
緑地	樹林地	市街地に残る貴重な樹林地や農地については、法律・条例等に基づき区域指定を行うことで、保全・活用を進めていきます。	241ha	300ha (59ha増加)
	農地		374ha	343ha (31ha減少)
公園		公園や港湾緑地等については、多様な利用機能の発揮や、うるおいある生活環境の創出に向けた整備を進めていきます。	776ha	830ha (54ha増加)
緑化地		市街地における緑化地の確保を、市民・民間企業・行政の協働により進めていきます。	951ha	1,082ha (131ha増加)
水辺地空間		水辺地空間については、親水利用や景観活用などを進めていきます。	1,977ha	1,977ha
			計	4,532ha (市域面積の 約31.4%)

(2) 施策展開により緑ある暮らしを実現するための目標

施策の実行を通じて、緑ある暮らしを創造し、かわさき緑の市民文化の醸成へとつなげていくため、市民の暮らしに緑が溶け込んでいる度合いを成果指標として設定し、その向上を目指します。

指標①

市民の緑の満足度（出典：総合計画策定時における市民アンケート）

- ・市内にある自然や公園に対する市民満足度の向上を目指します。

現状（平成28（2016）年）48.7%

→ 目標（平成39（2027）年）50%以上

指標②

市民植樹運動による累計植樹本数（出典：みどりの協働推進課）

- ・ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を目指し、市民・民間企業等との協働による市民植樹運動を推進します。

現状（平成28（2016）年）80万本

→ 目標（平成39（2027）年）150万本以上

指標③

緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合（出典：H27 かわさき市民アンケート）

- ・緑に興味を持つ市民を増やし、暮らしの中で緑と関わりを持つことのできる都市を目指します。

現状（平成27（2015）年）85%

→ 目標（平成39（2027）年）90%以上